

平成15年度研究報告書

虐待の援助法に関する文献研究

(第1報：1970年代まで)

戦後日本社会の「子どもの危機的状況」

という視点からの心理社会的分析

研究代表者 保坂 亨 (千葉大学教育学部教育実践総合センター)
共同研究者 増沢 高 (子どもの虹情報研修センター)
佐々木宏二 (子どもの虹情報研修センター)
大川 浩明 (子どもの虹情報研修センター)
長谷川千穂 (武蔵大学学生相談室)
石倉 陽子 (子どもの虹情報研修センター)

社会福祉法人 横浜博明会

子どもの虹情報研修センター

(日本虐待・思春期問題情報研修センター)

虐待の援助法に関する文献研究（第1報：1970年代まで） 戦後日本社会の「子どもの危機的状况」という視点からの 心理社会的分析

まえがき

近年、児童虐待が大きな社会的問題となり、この問題に対する実践報告と研究は数年前に比べて格段に増加し、その領域も拡大している。「児童虐待」という言葉が急速に広がり、子どもの育ちを考えるときの必須の単語として周知されたといっても過言ではない。しかし我が国の過去における様々な子どもの問題に立ち返ったとき、今で言えば明らかな児童虐待問題に対して、その時代特有の認識や言葉によって取り組まれてきた歴史がある。本研究は、「虐待」という言葉を越えて、「危機的状况」におかれた子どもに対する臨床研究や実践報告等の研究を概観、分析するものである。これにより、現代の児童虐待への対応を考える上での有益な資料を提供することが第1の目的である。同時に、過去に残されてきた課題や現代の課題を整理し、今後どういった研究が必要であるかの展望を探ることが第2の目的である。

この研究は複数年の継続研究であり、ここに報告するのはその第1報である。研究は次の3段階で進める計画である。

第1報（2003年度）：我が国における戦後から1970年代までの文献、論文、資料等の分析

第2報（2004年度）：1980年代から1993年（子どもの権利条約批准の前年）までの文献、論文、資料等の分析

第3報（2005年度）：1994年から現在までの文献、論文、資料等の分析

第1段階を1970年代までとしたのは、子どもの福祉施策や治療的サービスのあり方等が、高度経済成長期を境に大きく変容したであろうと考えたからである。第2段階を1993年までとしたのは、翌年の国連子どもの権利条約の批准が、我が国における児童虐待対応に大きな変化をもたらす契機となったゆえである。

この研究は、単に援助技術や臨床研究の概観的考察に留まらず、児童虐待に対する時代認識の変遷などといった社会学的考察も含むものである。こうした検討には広く複眼的な視点が必要である。第1報では、研究報告に対して、小児医学、非行・犯罪、児童福祉および心理治療の四領域の方からコメントをいただき、研究報告に併せて掲載した。いずれも各領域の専門家であると同時に、第1報で扱う戦後から1970年代までの時代に、実践家であった方々である。コメントは報告書を読まれる方々により広い視野を与えるものであり、今後の研究段階の方向性を検討する上で極めて意義深いものである。コメントをいただいた各位には、この紙面を借りて厚くお礼を申し上げたい。

子どもの虹情報研修センター

目 次

まえがき

1 はじめに	1
2 終戦後の「子どもの危機的状況」	1
3 高度成長期と社会福祉の時代	2
4 「嬰兒殺」とコインロッカーベイビー事件	4
5 総括：1970年代「嬰兒殺」への注目が意味するもの	5
6 高度経済成長期の「子どもの危機的状況」：研究論文と事例集から	7
7 まとめにかえて：今後の課題	9
引用・参考文献	10

コメント

1 子ども学の立場から

小林 登（子どもの虹情報研修センター長）

12

2 非行・犯罪心理学の立場から

安香 宏（昭和女子大学教授）

14

3 児童福祉（児童養護施設）の立場から

高橋 利一（法政大学教授・至誠学園統括学園長）

17

4 治療的援助の視点から

四方 燿子（子どもの虹情報研修センター研究主幹）

19

資 料

1	戦後から1970年代前半までにみられる子どもたちの「危機的状況」に関する主な出来事	21
2	1970年代における児童虐待の事例	23
3	児童のケースワーク事例集の事例タイトルと児童虐待に関する記述	26
4	児童相談事例集の事例タイトルと児童虐待に関する記述	36
5 - 1	児童養護施設の施設数および定員、在籍人数の状況	45
2	乳児院の施設数および定員、在籍人数の状況	46
3	全国の里親登録および委託状況の推移	47
4	児童自立支援施設（教護院）の施設数および定員、在籍人数の年次推移	48
5	情緒障害児短期治療施設の施設数および定員、在籍人数の年次推移	49
6	全国の母子寮の年次推移	50
6	東京における実子殺、類型別・性別・経年別	51
7	出生数・出生率（人口千対）の年次推移 - 明治32年～平成12年 -	52
8	朝日訴訟について	53
9	養護問題発生理由別児童数	54

1 はじめに

1972年10月、養育放棄といわざるをえないようなきわめて劣悪な生育環境にあった幼い姉弟二人が救出され、その後およそ20年にもわたって専門家による援助チームが関わったケースが、藤永ら（1987）および内田（1999）によって詳細に報告されている。（この概要は資料2参照のこと。）本研究における我々の問題意識は、なぜこのケースが現在虐待に関わる専門家の中に十分に伝わっていないのかという疑問が出発点になっている。

我々はこうした問題意識のもとで、過去の虐待に関わる文献研究を行い、戦後日本における「子どもの危機的状況」というマクロな視点が必要ではないかという考えに至った。以下の分析（第1報）は、こうした視点から取り組んだ、1970年代までの戦後日本社会における「子どもの危機的状況」に関する心理社会的分析の試みである。

2 終戦後の「子どもの危機的状況」

資料1は、こうした視点に基づき『近代子ども史年表：昭和・平成編』（下川，2002）と『年表子どもの事件』（山本ら，1989）から「子どもの危機的状況」に関わる記事を中心に作成したものである。このうち下川（2002）は、『近代子ども史年表：明治、大正編』に続いて昭和元年（1926年）から平成12年（2000年）までの子どもの世界の動きを家庭、教育、学校文化、レジャー、社会というジャンル別に追ったものである。また、山本（1989）は、「世間で大きな関心を呼んだ事件をいくつか選んで、その事件の経過、背景、意味するものを明らかにし、同時に戦後の子どもをめぐる事件の歴史をなぞってみよう（p.3）」としたものである。

1946年の「東京済生会病院『捨子台』」とあるのは、終戦直後捨て子が多く、特に産院での捨て子が増えていたため、「東京、芝の済生会病院では70余人を数え、『やむをえない人はここに捨てよ』と貼り紙した『捨子台』が作られた（p.136）」という記事である。

また、1948年の「寿産院赤ちゃん大量殺人事件」は、100人以上のもらい子（乳児）を殺害した夫婦が逮捕され、世間を震撼させた事件であり、山本（1989）は次のように記している。「新宿柳町の寿産院という子育てに困っている赤ちゃんを預かって育てると称する、“民間施設”で、数年間に169人の赤ちゃんを預かって死なせ、預かり料と乳幼児用に配給されるミルクや砂糖などをヤミで売ってボロ儲けをしていたのである。いかに敗戦直後とはいえ、信じられないやりきれない事件であった。（p.20）」

さらに、それ以上に目につく事件記事は子どもの「身売り」である。資料1にはその多くを掲載できなかったが、栗栖（1974）によれば1949～51年にかけて「児童の人身売買が激増したことも報じられている（p.123）」そして、驚くべきことに1950年の国立世論調査所によれば、世の中はこの身売りを必ずしも否定していないことがうかがわれる。「親が前借して子どもを年季奉公に出す」ことに「構わない」9%、「家が困ったり、親の借金を返すためなら仕方がない」20%、「子どもが進んで行く場合や子どもの幸せになるなら構わない」51%であった（下川，2002：p.162 - 3）。

児童福祉の視点からこの時期をとらえると、混乱と生活困窮のなかでのベビーブームの到来による乳幼児の増加と戦災孤児や浮浪児の急増があげられる。孤児や浮浪児などを保護する緊急対策として、一時保護所、児童保護相談所、児童鑑別所などが急速に設置され始める。「児童保護施設、なかでも育児院や孤児院などが増設され、その数は敗戦直前の89カ所から1946年には171カ所、1947年には306カ所ま

で増加した」(岩崎, 1999 : p.33)。1947年に児童福祉法が制定され、厚生省に児童局が誕生した。児童福祉法に基づき児童相談所の設置と共に、孤児院や育児院等の児童福祉施設は整理統合され、助産施設、母子寮、保育所、児童更正施設、乳児院、養護施設、教護院、精神薄弱児施設、療育施設が誕生し、それまでの「混合収容から分類収容へと制度化された」(岩崎, 1999 : p.33)。(なお寿産院事件は児童福祉法制定の翌年に発覚した事件である。)その後、孤児や遺児そして浮浪児が多く入所した養護施設及び乳児院の施設数と入所児数は増え続け、1959年には、養護施設は施設数555、在籍数35,434(12月31日付)でピークを迎える。また養護施設と並んで里親への委託児童数も1949年に3,278であったのが、1958年に9,618となり、同様にピークとなる(資料5-1, 3)。

つまり、終戦直後の混乱した日本社会、大人でさえも生きていくことが困難な社会における「子どもの危機的状況」とは、第一に「孤児」や貧困による「捨て子」といった家庭の喪失や欠落で、このことは栄養失調なども含めた「生存の危機」であり、乳幼児にとっては殊の外深刻な問題であった。そして第二に「身売り」があげられる。1947年発足の新制中学校第一回入学生であった児童精神科医の清水将之は、この時代を振り返って、「激しい貧困の中で、子どもの売買や餓死が戦後になっても一部の地域では珍しくないことでした」(清水2001 : p.9)と述べている。たとえば、1950年の「少女9人売り飛ばし事件」を山本(1989)は次のように記している。「東京足立区内の25歳の男が、児童福祉法違反で逮捕された。少女9人を熱海の歓楽街に売り飛ばし、売春させていたのである。話がちがうと売春を拒否した少女たちの訴えから、事件は明るみにでたのだが、少女たちは熱海からさらに吉原などに転売され、客をとらされていることもわかった。逮捕された男は、起訴されたものの、罰金7千円。これでいいのかという声が児童福祉関係者からあがった。(p.25)」

資料3は1949年から1968年まで全国の児童相談所が扱ったいくつかの事例を毎年集めて編纂された『児童のケースワーク事例集』の事例タイトルを列挙し、それぞれのケースの記述から被虐待体験があったかどうかを調べたものである。被虐待体験があったケースについては、その虐待分類と具体的内容を記した。なお明確な記述はないが虐待が疑われるケースについても「疑い」として記すこととした。これらの事例をみていくと、昭和20年代から30年代の前半の事例集には、今で言えば明らかな虐待といえる事例が目につく。中には当時でも「虐待」という言葉を使って(主に身体的虐待)記載されているケースが複数あった。こうしてみると終戦後の子どもの福祉対策が家庭喪失や貧困による孤児や遺児、浮浪児の保護対策ばかりではなく、在宅児の家庭内での不適切な養育が問題となっている事例が、当時の児童相談所の関心の中心の一つであったことが窺われる。またこれらのケースの多くに養育者の人格的、精神的問題が指摘されていた。

3 高度成長期と社会福祉の時代

子どもの「身売り」について池田(1979)は次のように記している。「明治維新後、同五年の太政官布告は人身売買の禁止と芸娼奴の解放を宣言したが、実際は昭和32年(引用者注:1957年)の売春防止法成立まで、前借金による人身拘束は依然として続いていた。(p.17)」実際、資料1に見るように1954, 55年と大量の逮捕者が出ている。しかし、それでもまだ子どもの「身売り」は消えてなくなることはなく、1966年まで事件として登場している。

こうした終戦直後の「子どもの危機的状況」が収束していく背景としてあげられるのは、いうまでも

なく日本経済の奇跡的ともいわれる急速な復興であろう。すなわち1956年の「経済白書」が「もはや戦後ではない」と宣言した頃から、日本社会は高度経済成長期（1950代半ばから70年代半ばまで）に入っていく。それによって（いまだ不幸にも途上国には見られる）貧しさのために子どもの生存が脅かされることはなくなり、「捨て子」や「身売り」という悲劇も減っていくことになる。

それまで貧困家庭に対する対策としては1950年に生活保護法が制定されたものの、保障される保護基準は決して充分とはいえなかった。1957年に、この保護基準では「生存権を侵害する」として、重度の結核で長期入院中の朝日氏が訴訟を起こしている（朝日訴訟：資料8）。訴訟は最高裁まで持ち上がり、1967年まで続いたが、上告後朝日氏が死去し、訴訟は終結された。しかし、1960年の東京地裁判決後に保護基準は大幅に引き上げられ、国民の間に社会保障を権利としてとらえる意識が定着する機会となった。この訴訟を機に生活保護のあり方が急転換したが、高度経済成長による国民所得の増加と恐らくは無縁ではなく、この時代を境に大きく変化したといえよう。

こうして戦後の日本社会は、貧困型による「子どもの危機的状況」から脱していく。その中で、1957年の「森永ヒ素ミルク事件」や1958～63年のサリドマイド事件など特殊な「子どもの危機」はあったものの、乳幼児の生存の危機や、「捨て子」や「身売り」といった「子どもの危機的状況」は収まっていく。その象徴ともいべきものとして、生後1年未満の乳児死亡者数が1975年には2万人を割ったということがあげられる。また養護施設や里親への在籍数は1958年にピークを迎え減少に転ずる（資料5-3）。特に里親への委託児童数の減少は甚だしく、1970年にはピーク時の半数（4,729）となる。このことも戦後の孤児や浮浪児への対策が一段落し、貧困による「子どもの危機的状態」から脱した表れといえよう。

しかし養護施設在籍人数はその後減少に転じたといっても微減であり、乳児院については1951年に施設数113、在籍人数2,154であったのが、第2次ベビーブーム（1971～74年）まで増え続け、1972年に施設数131、在籍人数3,843でピークとなり、その後微減あるいは横ばい状態が続く（2003年3月時点で、施設数115、在籍人数2,689）。つまり孤児、浮浪児対策が終了し、かつ戦後の第1次ベビーブーム以降、出生率が低下（第2次ベビーブームを除く）し続けてもなお、施設入所の児童は一定数存在し続ける。これについて「対象児童も孤児ではなく、高度経済成長に伴う親の就労や家庭不和、離婚などの理由で養育できない児童が増加した」（岩崎、1999：p.34）との認識がなされている。

高度経済成長時代は、都市化、核家族化が進んだ。「家庭や地域社会における児童の福祉施策を充実させる必要が強調され、1964年厚生省児童局が児童家庭局と改められ、福祉事務所に家庭児童相談室が設置されるようになった」（岩崎、1999：p.35）。池田は「1965年頃を境にして、益々新しい意味での家庭を中心とした児童福祉の推進がはかれるようになり、子供を家庭と一体として健全育成する方向にむかっている。（中略）社会の最小単位としての家族が今日ほど重視され、子供の養育が家族全体の手ゆだねられようとしている時はなかったように思われる。（p.127）」と述べている。

『児童のケースワーク事例集』を見ると、この時期も虐待ケースは存在するが、1960年代からはケース全体から虐待が疑われても、明確な記述のない事例が増えてくる。また、それ以前の事例では生い立ちや家族状況について、赤裸々であるが具体的にとらえられていたのに比し、1960年代中頃から、家庭内の情報に関して具体的記述が控えめで、乏しくなっていく傾向が読みとれる。高度経済成長時代は、都市化、核家族化が進んだと同時に、地域性の崩壊が始まった時代でもある。核家族化や地域性の崩壊は、養育の中心は家族であると強調される一方、周囲から家族内における子育ての状況を見えにくくさせた

と考えられ、このことは、『児童のケースワーク事例集』に見られる明確な虐待事例の減少と具体的な状況記述の乏しさの背景の一つと考えられる。

4 「嬰兒殺」とコインロッカーベイビー事件

一方、「子どもの危機的状況」に関する事件報道をみると、下川（2002）では1969年に「乳幼児虐待、殺人が急増」があげられ、山本（1989）では、1970年にはこうした記事が23件、1971年には25件、1972年には23件もあげられている。後年、子捨てと子殺しの関連記事を詳細に追っている田間（2001）によれば、すでに1968年に「母子心中」「幼児虐待」「捨て子」などがマスコミに突然登場するという。また、1946～72年までの母子心中、嬰兒殺、虐待、遺棄などの記事件数の推移を分析した栗栖（1974）によれば、「件数の増加、とりわけ嬰兒殺、遺棄、虐待に関する記事の増加（p.122）」と1966年以降の「虐待の占める割合が多くなっていること（p.121）」が認められるとしている。

そして、1970年2月「東京、渋谷のコインロッカーで嬰兒の死体が発見される」（下川，2002：p.285）という事件が起きる。同様な事件がこの年2件、さらに71年3件、72年8件、73年46件と急増していくことになる。こうしたマスコミの事件報道をふまえて、早くも1973年1月号の『文芸春秋』に立花隆が「子殺しの未来学」という論考を発表している。

厚生省は、こうした一連の事件報道から、1973年度に「児童の虐待、遺棄、殺人事件調査」を行う。また同年、アメリカの重症な被虐待児の回復過程をつづった『ローラ、叫んでごらん』が翻訳され、1974年のベストセラーとなる。多くの新聞や雑誌がこの本についての書評や特集を組んで絶賛したが、相次ぐ事件報道と併せて、この時期、「児童虐待」という言葉が社会一般にかなりの程度周知されたと考えられる。大阪府児童相談所の1976年の紀要では児童虐待問題を取り上げ、事例を詳細に検討しているが、報告書の冒頭にこの本を取り上げ、日本の児童虐待の現状も対岸の火事ではないと指摘している。

さらに、「幼児殺傷、遺棄」（中谷，1973）、先にあげた「子どもの養育に関する社会病理的考察：嬰兒殺および児童の遺棄、虐待などをめぐって」（栗栖，1974）、「嬰兒殺に関する研究」（土屋・佐藤，1974）、「東京における子殺しの実態 戦後22年間（昭和25～46年）の動向（ケース研究160）」（来栖・大森，1977）などこの問題を取り上げる研究論文が相次いで発表されている。こうした状況に対して池田（1977）は、「子殺し、子捨ての社会病理として、親子心中、嬰兒殺、児童虐待、遺棄などが、近年にわかには世人の関心を集めるようになった（p.4）」ととらえ、このテーマの研究論文を次々と発表していく（池田，成田（1979）など）。なお、すでにその中で法的問題を取り上げているのは注目に値する。そして、その成果が『児童虐待の病理と臨床』として出版（1979年）されることになる。

しかし、この時期に実際に「嬰兒殺」が増加したわけではないことは、中谷（1973）や来栖・大森（1977）が統計的なデータをもとに実証している。また、後に田間（2001）も長いスパンから詳細に検討している。そして、両者ともにマスコミが作り上げた「子殺しの総括？母性本能の終わり」という当時の報道姿勢をきびしく批判している。特に、中谷（1980）はいわゆるコインロッカーベイビー事件について、犯罪手口の「模倣性、伝播性、流行がある」ことを指摘して、「この種の事件の報道に対する配慮が望まれる（p.132）」と述べているが、現在にも通じる警告といえよう。

注目すべきことに中谷（1973）は、こうしたマスコミ批判と同時に「この種の行為（引用者注：子捨て、子殺し）のパターンに、最近、変化が認められること、すなわち、行為の様相が従前に比し、一見

残虐でショッキングになってきた (p.83)」こと、また「その動機や手段の点に注目すべきものがある (p.91)」ことを指摘している。そして、次のように述べている。「前者 (引用者注：動機) については、岩井教授も指摘されるように『この子捨てざればこの身飢ゆ』といった精神的葛藤や子殺しの必然性が減少したこと、後者 (引用者注：手段) については (これも前者に関連するが)、従来の子供を殺すことの方がむしろ子の幸せであるという、多分に母親のエゴイステイックな言い訳であるにせよ、ギリギリ決着のところ、(誤った?) 一種の母性愛に支えられた子殺しのパターンとはちがった、一見親としての情愛のかけらさえも欠落しているようなケースがふえたことは事実のようである。(p.91)」

同じく戦後の嬰兒殺を詳細に分析した土屋・佐藤 (1974) も、「社会の変動に伴う嬰兒殺の内容の変化」を指摘し、「最近 (引用者注：1972年) の嬰兒殺においては家族や新生児の母親が自己または一家の恥辱をおおうため、家族や相手の男とともに私生児を殺害する事例が少なくなり、その他の動機により、あるいはまた、妊娠中絶の延長として婚姻中に生まれた子供を殺す場合が多くなっているものと推察される (p.90)」と述べている。(一方、栗栖 (1974) は、こうした見解に留保をつけ、「より詳細な検討を必要とする (p.124)」としている。)

さらに、栗栖・大森 (1977) は、東京管内で1950年から1971年までに「裁判が確定したもので、強盗殺人を除く殺人、殺人未遂、傷害致死、同未遂事件を拾い出し、その中、加害者・被害者の関係が親・実子関係である事件のみを対象 (p.3)」として、分析・検討している。その分析からは、彼らのいう不要、すなわち「親による実子の殺人、殺人未遂、傷害致死、同未遂などの犯行が、子どもを自分たち家族にとって全く必要のない存在とする考えによって行われたものと考えられるもの (p.3)」が、1960年から、虐待すなわち「親による実子の殺人、殺人未遂、傷害致死、同未遂などの犯行が、子どもに十分な養育を行わず、暴行などの身体的危害、あるいは長時間の絶食、拘禁など、子どもの生命に危険を及ぼすような物理的な折檻を加えた結果、子どもを死に至らしめ、または、傷を負わせるに至ったもの」としてとらえられ、1966年から急増していることが示唆された。そして、「東京という極めて都市化が進んだ地域」においては、「わが国における近代化・都市化が核家族化からさらに単身主義へと進んでおり、このことが子殺しにも反映されて、未婚の母による不要、核家族の中の子どもの虐待という質的な変化として示されたのだと考えられる (p.28)」と指摘している。

5 総括：1970年代「嬰兒殺」への注目が意味するもの

上記4の論文等を概観して総括すると、以下の3点が浮かび上がってくる。

まず第1点は、この当時虐待だけが問題として取り上げられることはなく、厚生省「児童の虐待、遺棄、殺害事件調査」や栗栖論文の副題「嬰兒殺および児童の虐待、遺棄などをめぐって」に見られるようにこれらの問題は連続線上でとらえられていたということである。「幼児殺傷、遺棄」をタイトルとする中谷 (1973) も、論文の中では「嬰幼兒殺、遺棄、傷害致死 (虐待) 等子供受難事件」というとらえ方をしている。その後、牧野 (1980) も「家族関係と子殺し」を論じるにあたり、こうした状況をふまえて「ひと口に、子捨て、子殺し、児童虐待などの行為がまとめて論じられることが多い (p.76)」と指摘している。中でも池田 (1977, 1979) は、こうしたとらえ方を超えて、先にふれた「寿産院事件」や「身売り」まで拡大して「子どもの人権」と対比したマクロな視点を示唆している。そして、「社会が子どもの人権を認めず行なう虐待を一応、社会病理としての児童虐待と名づけてみよう (p.13)」と述べている。

本論文で我々は、こうしたマクロな視点をふまえて「子どもの危機的状況」というとらえ方をすることになる。

そして第2点。こうしたとらえ方の中で、この1970年代「嬰兒殺」への注目が意味するものは何であったのか振り返ると、この「子どもの危機的状況」における質的転換、貧しい社会（「後進国」であった戦後日本）における「貧困型」ともいべきものから豊かな社会（高度経済成長後の日本）における「先進国型（立花，1973）」、つまりは「自己中心型（中谷，1973）」あるいは「身勝手型（中谷，1980）」へと「子どもの危機的状況」が変わっていった転換点であったという仮説が浮かんでくる。先にあげた来栖・大森（1977）も、すでに東京における1960年代の子殺しの「質的な変化」に「社会経済的変動との平行関係を読み取ることができよう（p.23）」と述べている。

加えて言えば、中谷（1980）がふれているように越永ら（1975）の親子心中の経年調査からも、それ以前の「貧困型」の親子心中から昭和40年代の母子心中は、「核心的生活領域を喪失した母親の共生共死心中」へ変化したと指摘されている。また「捨て子」においても、それ以前の「貧困型」から以下のような自己中心的な「置き去り」型が目立つようになっていく。「宇都宮市のバーのホステス（当時35歳）が、幼いわが子二人を自宅に置き去りにして、戸を釘付けにして愛人と4日間も遊び回り、その間子供は飢餓のため仮死状態で見つかった」（中谷，1973：p.80）。もはや「捨て子」とは言えないが、家庭から母親が蒸発するケースも同様といえよう（後述の1973年調査「遺棄」の定義参照）。田間（2001）によれば、こうした母親蒸発記事は1970年に目立ち、「全国社会福祉協議会による『全国初』の『父子家庭調査』が紹介された（p.164）」という。

21世紀に入った現在の我々は、日本の高度経済成長が戦後における特殊な時代であり、さまざまな分野で大きな転換点であったという共通認識を持っている。例えば、坪内（2003）は以下のように総括している。「高度成長期の大きな文化変動は1964年に始まり、1968年をピークに、1972年に完了する」と。さらに言えば、「1972年こそはひとつの時代の『はじまりのおわり』であり、『おわりのはじまり』であるのだ（p.13）」と。そして、それが子どもの問題にもあてはまることは、長期欠席、不登校（保坂，2000）や非行（土井，2003）において論じられている。また、先の下川（2002）も次のように述べている。「戦後の子どもの歴史を大まかに俯瞰してみると、昭和30年代までは『労働力としての子ども』という明治、大正以来の役割がほとんど変わっていないことに気がつく。子どもたちの状況が変化したとすれば、経済の高度成長が始まった昭和30年代半ば以降のことであり、つい最近のことなのである。（p.2）」

しかし、この仮説はすでにふれたように、1973年当時に立花氏が打ち出しているものである。彼は子殺し報道についての「マスコミが騒ぐだけ」という一連の批判に反駁して、「問題は、殺す理由と殺し方にある」として、「常識では了解不能の事件があまりに多すぎる（p.111）」と警告している。そして、経済的要因による間引きに代表される「後進国型」の子殺しに対して、「先進国型」の子殺しを「狂気の沙汰としか思えないケースで、まるで了解不能である。その際立った特徴は母性、愛情の欠如から、虐待を重ね、死に至らしめるところにある」としている。（ただし、このうち「母性」の問題については田間（2001）らフェミニストの立場からのきびしい批判がある。）

そして、この「了解不能」性への注目を第3点目にあげたい。上記の立花論文だけでなく中谷（1980）も、先の厚生省調査結果（虐待事例の加害者のうち92.4%に「心身障害あり」）を引きながら、「親側に何らかの精神障害を伴う場合が多い」として、「このような親の（刑事）責任については、的確な精神鑑

定とそれに対応する処置を確立する必要がある (p.131)」と述べている。こうした影響もあってか、福島 (1977) は、1971年から76年までの東京および千葉での21例、また福島・金原 (1979) は2例の「子殺し」事件の精神鑑定を取り上げている。(ちなみに前者では「子殺しの類型学的研究」、後者ではいずれも死亡例ながら「幼児虐待の2精神鑑定例」というタイトルになっているのは興味深い。) また、先にあげた資料3の『児童のケースワーク事例集』における養育者の人格的・精神的問題の記述との関連も指摘できよう。

立花論文はもちろんのこと、中谷 (1980) もこの親の個人病理という点だけではなく、医学の進歩に伴う障害を抱えた子どもの育児の問題や、「夫婦、家族の連帯感や役割意識、責任感の乏しい人間関係と、社会=公共的要因の相乗作用に起因するもの (p.118)」など、多角的な検討を行っている。しかし一方、こうした見解 (了解不能性の強調) が、死に至らしめるような虐待が「異常」な人による「異常」な犯罪という印象を作り上げていったことはありうるだろう。なぜならば、一般に我々は「了解不能」、平たく言えば「わけのわからない」という中途半端な状態に長く置かれることが苦手だからである。昨今の「神戸連続児童殺傷事件」をはじめとする重大少年犯罪において、精神鑑定がしばしば登場することを考えればうなずけよう。ところが不思議なことに、こうした見方は現在の虐待死事件においては見られなくなっている。この点は1980年代以降の文献研究で裏付けていく必要があるだろう。たとえば池田 (1979, 1987) は、先にあげた社会病理としての児童虐待に対して、「社会が子どもの権利を認めるようになってからも、親個人の精神病理として行う虐待を精神病理としての児童虐待 (1979: p.13)」としていたが、これに加えて「家族全体の病理としてあらわれる虐待を家族病理としての児童虐待 (1987: p.9)」としてあげるようになっている。

6 高度経済成長期の「子どもの危機的状況」：研究論文と事例集から

1950年代半ばから始まった高度経済成長は、貧困に伴う問題の多くを改善に向かわせたといえよう。戦後の孤児や浮浪児対策は、前述のようにこの時代に至って一つの区切りを迎える。1960年代の『児童のケースワーク事例集』では、虐待ケースの存在は窺われても明確な記述はなく、同時に「自閉症」「緘黙」「登校拒否」といった疾患名や「遊戯療法」や「行動療法」といった技法名などの言葉が目につくようになる。子どもがおかれた具体的状況よりも、目新しい子どもの疾患や診断的側面及び技法的側面に関心が移っていった印象をもつ。この傾向は70年代に入ってより顕著になってくるが、1969年から『児童のケースワーク事例集』に替わって毎年編纂された『児童相談事例集』(資料4)をみると、児童虐待ケースは少ないものの確実に存在し (1971、1974、1975、1977、1979)、養護相談などの問題の中核として児童虐待の問題が底流していたことが分かる。

児童虐待を扱った研究は、1970年代に入って小児医学や発達心理学の領域でも散見されるようになる。しかし多くの研究で「虐待」という明確な言葉は使われておらず、愛情遮断や社会的隔離などの心身の発達に及ぼす影響といった形で述べられたものがほとんどである (池田ら:1971、山中ら:1971、西田ら:1972、大久保ら:1975、高木:1977、藤士:1977、池田:1977、池田ら:1979、藤永ら:1987 cf. 資料2参照) が、橋本 (1974) が「被虐待児症候群」という言葉を用いて研究発表して以降、この言葉を用いた研究が散見されるようになる (橋本:1974、諏訪:1974、1975)。ここで、1973年度に、「児童虐待」の全国調査が厚生省の指示で行われたのは注目に値する (日本児童問題調査会:1983)。池田 (1979)

によると、日本で行われた児童虐待実態調査としてはこの調査が最初であろうと述べている。この調査では「虐待」とは「暴行等身体的危害あるいは長時間の絶食、拘禁等、生命に危険を及ぼすような行為がなされたと判断されるもの」とし、「遺棄」とは区別している。しかし調査は「遺棄」を含めて行われていたことを考えると、「虐待」に対する当時の認識として、「遺棄」を含めながらも、主に身体的な虐待を指していたことが分かる。また当時の「虐待」の該当範囲は「生命に危険を及ぼすもの」であり、現在の虐待防止法が「身体的虐待」として定義する「身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行」に比べ、明らかに狭い範囲を指している。また「遺棄」の定義は、「いわゆる遺児として児相が受けたもので、病院、施設、駅構内に置いたまま実母等が行方不明になったものを含むが、親族の許に置き去ったものは除く」としている。「遺棄」は現在の「ネグレクト」にあたるが、現在の児童虐待防止法の定義では、「心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置……」とされ、親子同居であっても、健康や安全への配慮を怠っていたり、食事や衣服等が極端に不適切な場合も「児童虐待」とみなしている。従って、先に挙げた研究の山中ら（1971）、西田ら（1972）、大久保ら（1975）、高木ら（1977）、藤土ら（1977）の事例（資料2）は、現在であれば明らかな「ネグレクト」のケースであるが、当時の児童相談所の認識による児童虐待の範疇からははずれていたことになる。

池田（1979）は、1972年以降の新聞の記事からの事例14例、著者が関係した事例として「肉体的虐待」12例、「精神病の親による虐待」8例、「親による性的暴行と近親相姦」10例、「遺棄・放任・無視」の事例2例を紹介している。事例をこのように分類する視点は、現在の「身体的虐待」「性的虐待」「ネグレクト」に通ずるものである。（なお池田は1987年に出版した「児童虐待」という著書の中では「身体的虐待」「性的虐待」「ネグレクト」という用語を使用している。）

「遺棄・放任・無視」で取り上げた最初の事例は、「半遺棄といった放任の状態で、親の監護義務に欠けるのは確かである。子どもの栄養失調、火傷、言語遅滞を含む発育の遅滞をはじめ、社会に生きる人間としての必要な教育や社会的習慣といった面の欠落など、子どもにハンディキャップを負わせてしまっている」ケースである。現在であれば、児童相談所が介入し、分離保護も含めて検討されるに違いない。しかしここではそうした分離の判断をすることの難しさが述べられている。第一に「自分の産んだ子は自分のものという前近代的な育児観」で周囲からの援助を拒否する場合である。こうした価値観を持つ親に対して、日本における親権の強さも手伝って、対応が難しくなるのは今も同じである。法的な対応を持って積極的に介入し始めたのは近年になってからである。第二に、学校にも通わせない親が述べた「文化人だって学校にやらないのがはやっているではないか？なんで貧乏人だと世話をやくのか……」という素朴な疑問への答えが、援助者側にもなかなか見いだせないという指摘である。「社会規範や常識の枠組み」から逸脱した家族に対して、普通の生活ができるよう援助したり、そこから子どもを保護することの是非を、1969年にイギリスで起きた事例をあげて検討している。上は17歳から下は3ヶ月の乳児までの14人兄弟は、孤立した母親のもと「学校に行かない。食べ物は手で食べる。生活保護の金がなくなれば盗んでくる。品物は万引きでそろえる。ビールを飲み、たばこを吸う。行儀作法を教えられることなく、自由に暮らしていく……（中略）当局から派遣された社会奉仕員は、子どもを学校へ行かせ、入浴させ、ナイフとフォークで食事させようとする。」しかし「獣のような暮らし方をしていると判断して行儀作法を教えようとしたこの女性は、じゃがいもをぶつけられて追い出されてしまう。収容したカトリック施設では、扉に電気ドリルで穴をあけて脱走してしまう。」家族皆でそれまで

と同じような暮らしをしたいという兄弟に対して市民は同情し、社会福祉担当者は非人道的と非難されてしまう。池田氏がわざわざこの事例を問題提起としてあげたのは、この時代特有の理由があったように思う。終戦前の国家体制の枠組みに縛られ自由が制限された時代が、戦後のGHQの介入により、その体制や価値観を否定され、1960年代の安保闘争、学生運動という反発と混乱を経て、1970年代に入る。制度、規範、常識など既存の枠組み崩しが強調された時代であるが、それを唱える者の多くは知的階層であり、観念的な論争であった。「社会の規範にとらわれない自由な生き方」が随分と支持された時代で、『カモメのジョナサン』が大ベストセラーとなり、「ヒッピー」がはやった背景でもある。しかしこうした「自由とはこうあるべきもの」という観念と基本的な生活環境の不適切さ（ネグレクト）が混同され、これに対する専門家の打破できにくさを池田氏の事例は示していると言えよう。このことは、『児童のケースワーク事例集』で見られたような、子どもがおかれた具体的状況よりも疾患名や診断的側面及び技法的側面に重きがおかれたことにも関連する。つまり子どもにとっての深刻な現実である危機的状況に対して、大人の観念的とらわれが、それへの対応を鈍らせたのではないかという仮説である。このことは特に「ネグレクト」のケースへの適切な認識と対応を停滞させた背景とも関連すると思われる、1980年代以降の文献研究でさらに検討する必要がある。

7 まとめにかえて：今後の課題

以上をまとめると次のようになる。

- ① 子どもの危機的状況は、「貧困型」から「先進国型」へと質的に変わりながら存在した。特に児童相談所において、児童虐待は重要な問題として底流していた。
- ② 家庭内におこる危機的状況は、児童の問題の多様化による専門家の関心の拡散と高度経済成長による核家族化と地域の崩壊によって、見えにくくなっていったこと。
- ③ 児童虐待の概念規定が狭く、生命にかかわらずとも心身に影響を残すであろう身体的虐待、及び遺棄を除いたネグレクト等の状況が概念からはずれていたこと。
- ④ 特に「不適切な養育」にあたるネグレクトについては、愛情剥奪や情緒的剥奪といった問題で小児医療や発達心理学の一部の研究者が扱っていたに過ぎず、危機的状況であるとの認識が一般社会の中でもたれていなかったこと。
- ⑤ さらに「自由とはこういうもの」等といった大人の観念的とらわれが、現実の子どもの危機状況把握の目とそれへの対応を鈍らせてしまったこと。

これらは、今で言えば児童虐待にあたる「子どもの危機的状況」への適切な対応を滞らせ、こうした問題を放置してきた可能性を示唆している。このことは虐待の「世代間連鎖」を考えたときに、大きな問題の一つとして認識する必要がある。

〈引用参考文献〉

- 池田由子 1977 児童虐待の問題について：精神衛生と福祉の立場から 精神医学 (19) p.900
- 池田由子編著 1977 児童精神衛生相談の実際 pp.184 - 195 医学書院
- 池田由子 1978 児童精神衛生における最近の問題について 社会精神医学 1 (2)
- 池田由子・成田年重 1979 被虐待児の研究：その1. 事例を通してみた処遇の問題点について 精神衛生研究 26 pp.1-8
- 池田由子・成田年重 1979 児童虐待の処遇上の問題点について 精神衛生研究 (26)
- 池田由子 1979 児童虐待の病理と臨床 金剛出版
- 池田由子 1987 児童虐待：ゆがんだ親子関係 中公新書
- 池田由子 1987 児童精神衛生相談の実際：問題児と家族の事例研究 医学書院
- 稲村博 1977 子殺し：その精神病理 誠信書房
- 岩崎美智子 1999 児童養護の考え方とその進展 pp.15-39 : 鈴木政次郎編著 1999 現代児童養護の理論と実践 川島書店
- 内田伸子 1999 発達心理学 岩波書店
- 大久保修 1975 Emotional deprivation の1症例 小児科診療 (38) pp.755-760
- 大久保修・中村博志・梁茂雄・立川和子・松田泰子 1975 Emotional Deprivation (情緒剥脱) の1症例 小児科診療 38 (6) pp.65 - 70
- 大阪府児童相談所(虐待ケース研究部会・児童福祉司) 1976 虐待をうけた児童とその家族の調査研究 大阪府児童相談所紀要Ⅱ
- 加賀美尤祥 2003 児童養護施設の今日的課題 子どもの虹情報研修センター紀要No.1 pp.16-23
- 栗栖瑛子 1974 子どもの養育に関する社会病理的考察：嬰兒殺および児童の遺棄、虐待などをめぐって ジュリスト 577 pp.121 - 127 有斐閣
- 来栖瑛子・大森晶夫 1977 東京における子殺しの実態 戦後22年間(昭和25～46年)の動向(ケース研究160) pp.2 - 28 家庭事件研究会
- 厚生省大臣官房統計調査部編 1998 社会福祉統計年報(昭和26～28年度) クレス出版
- 厚生省大臣官房統計調査部編 1998 社会福祉統計年報(昭和29～31年度) クレス出版
- 厚生省大臣官房統計調査部編 1998 社会福祉統計年報(昭和32～34年度) クレス出版
- 厚生省児童家庭局 児童のケースワーク事例集 第2集(1950)～第20集(1968)
- 厚生省児童家庭局 児童相談事例集 第1集(1969)～第12集(1980)
- 厚生省児童家庭局 1985 児童相談事例集 第17集
- 厚生省児童家庭局 1987 児童相談事例集 第19集
- 厚生省児童家庭局 1991 児童相談事例集 第23集
- 厚生省児童局編 1959 児童福祉十年の歩み
- 厚生省児童家庭局編 1978 児童福祉三十年の歩み
- 厚生省児童家庭局編 1988 児童福祉四十年の歩み
- 厚生労働省児童家庭局編 1998 児童福祉五十年の歩み
- 厚生労働省 社会福祉施設調査報告(毎年実施)
- 厚生労働省 福祉行政報告(毎年実施)
- 越永重四郎・高橋重宏・島村忠義 1975 戦後における親子心中の実態 厚生指標 22 - 13 pp.8 - 18
- 佐々木保行編著 1980 日本の子殺しの研究 高文堂出版社
- 清水将之 2001 子ども臨床 日本評論社
- 下川耿史(編) 2002 近代(昭和・平成編)子ども史年表 河出書房新社
- 庄司順一 2003 フォスター・ケア 明石書店
- 杉本一義 1992 養護原理(教育・保育双書第3集) 北大路書房
- 鈴木政次郎編著 1999 現代児童養護の理論と実践 川島書店
- 諏訪誠三 1974 被虐待児症候群8例の臨床的観察 第77回日本小児科学会総会
- 諏訪誠三 1975 被虐待児症候群 小児科 16 (4)
- 高木隆郎 1977 母性愛剥奪症候群 教育と医学 25 (4) pp.284 - 289
- 立花隆 1973 子殺しの未来学 文藝春秋1月号 pp.110 - 124 文藝春秋
- 田間泰子 2001 母性愛という制度 勁草書房
- 土屋真一・佐藤典子 1974 嬰兒殺に関する研究 法務総合研究所研究紀要17号 pp.78-90
- 坪内祐三 2003 1972:「はじまりのおわり」と「おわりのはじまり」 文藝春秋

- 土井隆義 2003 <非行少年>の消滅 信山社
- 中谷瑾子 1973 幼児殺傷・遺棄 ジュリスト 540 有斐閣
- 中谷瑾子 1980 子殺しの法的側面 佐々木保行編著「日本の子殺しの研究」 pp.101 - 135 高文堂出版社
- 日本子ども家庭総合研究所編 日本子ども資料年鑑 2003 中央出版
- 日本児童問題調査会 1985 児童虐待—昭和58年度全国児童相談所における家族内児童虐待調査を中心として— (付) 昭和48年度「児童の虐待、遺棄、殺害事件に関する調査結果について」
- 西田博文 1972 長年、社会から遮断されて育った三きょうだい 精神医学 (14) pp.705 - 714
- 西田博文 1977 社会隔絶下に育てられた子どもたち 教育と医学 25 (4) pp.314 - 320
- 丹羽正子 1997 施設福祉の歴史 加藤孝正編著「新しい養護原理 (改訂版)」 ミネルヴァ書房
- 林千代 1978 戦後に見る母子寮の歩みと課題 (I) —昭和20年から40年まで— 母子研究 No.1 社会福祉法人真生会 社会福祉研究所
- 橋本清 1974 被虐待児症候群 小児科 15
- 福島章 1977 子殺しの類型学的研究 犯罪心理学研究 1 金剛出版
- 福島章 1979 幼児虐待の二例 犯罪心理学研究 2 pp.56-88 金剛出版
- 福島章・金原寿美子 1979 幼児虐待の二例 季刊精神療法 5 - 1
- 藤土圭三 1977 子どもを拒否する親：養育拒否の心理 教育と医学 25 (4) pp.290 - 297
- 藤永保・斎賀久敬・春日喬・内田伸子 1987 人間発達と初期環境 有斐閣
- 保坂亨 200 学校を欠席する子どもたち 東京大学出版会
- 牧野カツ子 1980 家族関係と子殺し：子殺しの実態からみた家族関係 佐々木保行編「日本の子殺しの研究」 pp.78 - 89 高文堂出版社
- 松本武子 1991 里親制度の実証的研究 建帛社
- 山中樹・三島健・秋元健一 1971 Deprivation dwarfism と思われる症例 小児科診療 (34) p587
- 山本健治 (編著) 1989 [年表] 子どもの事件 柘植書房
- リチャード・バック (Richard Bach) 1970 『かもめのジョナサン』 (1974 五木寛之訳 新潮社)
- リチャード・ダンブロジーオ (Richard D'Ambrosio) 1970 『ローラ、叫んでごらん—フライパンで焼かれた少女の物語』 (1973 関口英男訳 サイマル出版会, 2000 関口訳 講談社+α文庫)

<インターネットからの情報>

「朝日訴訟」

<http://www7.ocn.ne.jp/~seiho/case/asahi.htm>

「厚生労働省ホームページ 児童福祉施設 (保育所を除く) の状況」

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/fukushi/00/kekka3-1.html>

「厚生労働省ホームページ 出生の年次推移」

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/tokusyuu/syussyo-4/syussyo1-1.html>

「第二次ベビーブーム世代の俯瞰図：出生」

<http://www.ne.jp/asahi/search-center/internationalrelation/cfbr/71to75/DataOn71to75.htm>

小林 登（子どもの虹情報研修センター長）

本研究は、第二次世界大戦直後から1970年代までのわが国の子ども達が、どのような「危機的状況」“children at risk”にあったかを文献的に研究したもので、大変貴重な成果が報告されている。それは、戦後直後から戦後を終わり荒廃から立ち直るまでの期間を検討しているが、子ども達の危機状態を戦後から経済的に立ち直るまでの「貧困型」、それ以後の「先進国型」とに分けて対比している点が、注目される。

少なくとも平和だけは享受できたためか、戦後から1960年代までのベビーブームの時代にあって、この「貧困型」の子ども達の危機状況は「捨て子」と「女児の人身売買」が大きく表に出ていて、ある意味で戦前と変わらないと言えよう。これに対して、1960年に入ってから「先進国型」の子ども達の危機状況では、親の就業・家庭不和・離婚などによる、家庭外で育たなければならない子ども達の問題、さらに、広い意味での子ども達の虐待（child maltreatments）が表に出ていると言えよう。

こういった時代の流れをみると、わが国はアメリカの後を、10年ないし20年遅れて追いかけているといえる。現在、身体的虐待に分類されている児童虐待が“battered child syndrome”として、アメリカで報告されたのは1960年代のはじめであった。敗戦を経験することのなかったアメリカでは1950年代すでに、いわゆる先進国型の子どもの危機が始まっていたといえよう。

わが国で特記すべきは、「幼児殺」、「コインロッカー事件」のような特異な問題が1960年代末から1970年代にはじめて出ていることであった。避妊法などが充分普及していなかったため、ベビーブームのなごりと関係して、このような特異な問題が出たのかもしれない。本論文では、研究者の報告を引用して、それらの問題を「自己中心型」「身勝手型」の子ども達の危機状態であるとしている。

子ども達の危機的状況を、「貧困型」から「先進国型」に分け、さらに「自己中心型」「身勝手型」に分けているが、尚、その名称には検討が必要と思う。すでに、わが国が先進国の仲間入りをして久しい現実を考えると、わが国の子どもの危機状態は、1960年代までの「貧困型」に対して、それ以降のそれを「富裕型」と呼ぶべきと考えられる。さらに、「先進国型」の子ども達の危機状態は、「自己中心型」「身勝手型」としているが、原因は多様なので、社会病理的な考えを入れて整理する必要がある。危機的状況にある子ども達の問題と分類をあらためて整理する必要がある。筆者は、“child maltreatments”として、広くまとめ、虐待（身体的虐待・性的虐待・心理的虐待・ネグレスト）ばかりでなく、人身売買、幼児殺、遺棄など全てを含めるのが良いと考える。ここでいう“treatment”とは、「取り扱い」という広い意味で、「悪い取り扱い」として、虐待を含めた子どもの人権に反する全てを含むものとしたい。

これらの“child maltreatments”の対応には、当然の事ながら厚生省を中心とする行政の役割は大きい。「貧困型」の子ども達の危機の時代の1947年には、厚生省に「児童局」ができて積極的な対応を進め、さらに「貧困型」から「富裕型」に移行するや、1964年に「児童家庭局」に拡大され、都市化・核家族化に対応し一応の成果を修めたと言える。しかし、事態は一向に改善しなかったし、現在も解決し得ない状況がある現実から、より良い行政のあり方への研究がさらに求められている。各省庁に散在する、子どもに関係する行政システムを厚生労働省児童家庭局と、文部科学省初等中等教育局などが中心となっ

て、全省庁の子どもに関係する部門はひとつにまとまるべきであろう。

本小論をまとめるに当り、筆者は子どもはどのような時代にあっても、どのような社会にあっても、それが貧困であれ富裕であれ、子ども達を見守る優しい眼差しと学術研究によって支えられた理念に基づき、良質にして十分な育児・保育・教育が保障されない限り、子どもの心と体は健康に育たないのではないかと考えた。それがなければ、子どもは常に危機的状況にある (children at risk)。また、より良い育児・保育・教育を支える学術研究は、ある特定分野のみによるものではなく、学際的・統合的であればならない。すなわち、筆者の言う学際的・統合的な「子ども学」“child science”の立場である。国の研究支援は上述の時代は勿論のこと、現在でも不十分で、アメリカと比較すると余りにも淋しい。関係者は、是非ともわが国の未来のため、この点を考えてもらいたい。

安香 宏（昭和女子大学教授）

嬰兒殺、乳幼児遺棄、児童虐待などを、個々ばらばらにではなく、総合的にとらえて「子どもの危機的状況」（以下「危機的状況」という）とし、親の精神病理や環境要因などを統合した「心理社会的」視座に立ち、終戦直後（1945）から高度経済成長期（1970年代末）までの30年に及ぶ、膨大な数の臨床事例報告（主として「児童のケースワーク事例集」及び「児童相談事例集」所載のもの）、及び、それらに関する多くの研究論文を分析した、まことに貴重な研究報告である。地道で精力的、かつ学際的で実践的な作業ぶりは、敬服に値する。これほど大規模な事例研究は初めてのものである。

本研究報告の主題が、上述のように、子どもが被害者である事例の分析であるため、子どもが加害者である非行とりわけ触法事例は、当然のことながら殆んど含まれておらず、また事案の性質は、おおまかに言ってしまうと被虐待、自閉、不登校、緘黙といった非社会的なものが主であるが、それに加えて諸種の情緒障害、発達障害をも含め、考察の範囲はまことに広く多岐にわたっており、その意味でも、これまでには見られなかった希有の研究業績と言ってよかろう。以下に感想と多少の問題提起を記す。

- (1) 「危機的状況」が、昭和40年代（1960年代後半）に入った頃を境として大きく様変わりし、一言で言えば、親や子あるいはその双方にとっての「生存の危機」を原因とする「貧困型」から、親の「自己中心・身勝手」なライフ・スタイルゆえの「先進国型」への変容と分析しているが、全く同意できる。筆者は、「危機的状況」といったような事例については、これまで臨牀的にも研究的にも取り組んだ経験があまりなく、むしろ子どもが加害者になる「非行」のような問題にばかり関わってきたのだが、それでも次に述べるような「家族の問題性」を考えたことはあるので、それを根拠として上述のような同意と共感を覚えるのだと思う。
- (2) 非行の領域では、昭和40年代に入った頃に、昭和39年にピークに達した刑法犯少年数が、戦後の非行の第二の山と呼ばれた増勢を形作った後に、急激な減少を見せ始め、それは同時に、次の4つの青少年心性の質的変容を背景にされると思われる「非社会的特質、あるいは社会化不全」という行為面の特徴を顕在化させた。その4つの心性特徴とは、①状況への無関心と断絶、②物理的欲望の衰退、③情性（特に共感性や規範感情）の希薄化、④人間性疎外の擬似合理主義であり、具体的な行為特徴としては、①無気力で無目的な徘徊・放浪（「フーテン」などと呼ばれる）、②現実世界からの逃避をかなえさせる有機溶剤乱用、③性犯や粗暴犯をはじめとする本格的犯罪の減少、④虞犯危険性が認められない不良行為の広がり及びそれと問題行為との境界の不明明などが挙げられる。
- (3) 前述の事象の形成要因は、まことに複雑で構造的なものと考えられるが、ここでは詳述するゆとりはないので、それらの中核をなすと思われる「家族の問題性（家族病理というよりもシリアス過ぎる）」に焦点を絞って考察してみたい。それが（1）で述べたように「危機的状況」と非行のそれぞれの領域におけるこの時期の質的変容の結節点を明示することにつながると考えられるからであ

る。以下の論述におけるキーコンセプトをあらかじめ示すならば、次の3つになる。①核家族化の急ピッチな進行 (S.30～S.40) に伴う諸問題、②家族集団機能の縮減に伴う諸問題、③社会全般に広がってきた私化 (privatization) 傾向に伴う親の意識や養育態度の変化である。

(4) 日本での核家族化は、昭和30年 (1955) から同40年 (1965) の10年間で急ピッチに進行した。

この間の平均普通世帯人員の変化は4.97人から4.05人への減少であり、アメリカではこの約1人の減少にほぼ40年間 (1920→1960) を要している。そして日本では、核家族化の基盤として“個の確立”よりは高度経済成長という要因が存在し機能したことは定説となっている。その結果どういふ家族の問題性が生じたかを2つだけ挙げると、近隣との平準化・画一化及び2者関係につきものの緊張の増大である。核家族化は本来であれば、制度優先でなく個人的選択性優先を実現させるはずなのに、なんとも皮肉な現象である。また祖父母などによる緩衝的役割も期待できなくしてしまった。

(5) 私化 (privatization) とは、私的事柄を公的事柄より優先させること、及び達成より充足を重視することの2つを、その内容とする。社会全般にこの傾向が強まってきたことが、親子関係とくに親による子の養育態度にどう影響してきたかを考えると、次の3点に要約される。①まさに“公的”を軽視して“私的”を優先させる。“大義を重んじる”などは時代錯誤もいいところで、社会的責任を果たすことなどは二の次にされ、父性の衰微と母性の肥大が招来される。②親子で楽しみを追求することには熱心だが、子の躰は幸福追求のためにはなされるが社会性は欠落してしまう。③他者の福祉への顧慮を捨て、自己中心的で身勝手な生き方を奨励する。

(6) かつてOgburn,W.F.が唱えた、近代化される以前の家族集団が持っていた7つの機能 (経済、地位付与、教育、保護、宗教、娯楽、愛情) のうち、愛情を除く6つは、現代社会においては、企業、学校、国家などの公的機関に吸収され、家族という私的集団に残された機能は愛情だけになったと言われる。こうした家族集団機能の縮減は、当然のこととして、家族が持つべき、個人と社会との間の緩衝をはかる“厚み”と、機能的目的集団ではない家族が個人に対して持つ“柔軟性” (言い換えれば“何にもないが何でもある”ような多面性ないしは“とらえどころのなさ”) の双方を減らしてしまう。つまり個人は、かつてAckerman,N.W.が唱えた社会に対する“覆い”をはぎ取られて、社会からのプレッシャーに曝されてしまうことになる。

以上、(4) から (6) までの文化的状況から、家族集団内に緊張や歪みが生じてくることは当然の帰結と言えるのではなかろうか。

(7) 少し古い論文だが、Gelles,R.J.&Straus,M.A. (1979) は、家族間暴力を理解するには特別の理論枠組みが必要であると主張し、次の12要因を挙げている。

① Time at Risk : 接触時間が多い。

- ② Range of Activities and Interests : 相互交渉が限定的でなく多様なため意見や期待が齟齬。
- ③ Intensity of Involvement : かかわり方が濃密なため、苦痛や不快が増幅される。
- ④ Impinging Activities : 生活習慣・スタイルの不整合ゆえの衝突が多い。
- ⑤ Right to Influence : 家族どうし影響を与えあう権利があると思っている。
- ⑥ Age and Sex Discrepancies : 家族の質の多様性ゆえのカルチャーコンフリクト。
- ⑦ Ascribed Roles : 生物学的性差 v.s. 社会的性役割といった不整合。
- ⑧ Family Privacy : 血縁的家族構造は社会的統制・援助を絶縁。(都市型・工業化社会では特に)
- ⑨ Involuntary Membership : 親子はもちろん夫婦ですら、ときには、非意図的關係。
- ⑩ High Level of Stress : 核家族の不安定性、2者関係 (Dyadic Relation) の過緊張。
- ⑪ Normative Approval : 躰としての体罰、結婚は撲るライセンスの付与。
- ⑫ Socialization into Violence and Its Generalization : 体罰の普遍性、愛と暴力との結びつき。

(8) かつての「子ども不要視→嬰兒殺」から最近の「了解不能型虐待あるいは殺人」という変化は何に由来するのか? 「ネグレクト」をする親の心性はどういうものか? を考える際のキーコンセプトになるかもしれない事柄を、2, 3挙げておく。

- ①犯罪遂行の際の犯意に関してよくある「未必の故意」という概念。つまり、ある行為が、それ自体は犯罪的ではないのに、その結果として必然的にある種の他者侵害の事態(犯罪)を招来することが自明であるにもかかわらず、その行為を行うような場合である。自分が直接に手を下して返り身を浴び、相手が悲鳴をあげるといった場面は、さすがに避けるのだが、当面そうしたマイナスのインパクトがなければ平気でそうした行為に出られるというのは、多面的な思考・感性や想像力を欠く、いくなれば共感性の乏しさによるものであろう。
- ②将来展望が前提となって不安を感じ、自己関与があってはじめて自罰感を持つわけで、不安と自罰感の2つは神経症的状态の組成に必須の要件であって、これらを欠く場合には小児的な恐怖の状态を現出させると考えられる。自分をかかわらせず目前の事態にだけ反応するといった心性が、最近のおとな(親)には多くなっているのではなかろうか。上述の①と合わせて一言で言ってしまうと心理面全般にわたる未成熟性、それゆえの自己中心性、脈絡を欠く突発性ないしは状況規定性と考えることができ、こうした心性は、対人関係の維持、とりわけ子育てといった局面では、致命的な欠点になるものと思われる。

高橋 利一（法政大学教授・至誠学園統括学園長）

児童虐待についての文献研究を読んで、児童養護施設の観点から感じるままにコメントさせていただきます。

多くの子ども達の虐待事例を読むにつけ、その子どもたちの生活していた社会的背景とその家族の在り様が、如実にその子どもたちの事例として理解できます。特に、児童養護施設に入所する子どもたちのその措置要因と、その入所にいたる調査結果などからすれば、こうした個々のケースに見られる虐待的な問題は必ずしも明確に調査されずに、むしろ養育者の問題として、経済的貧困、また物理的な養育機能また養育者自身の疾病等が理由となってその措置が決定されていることが多いのが今日までの状況です。

かつて孤児院から養護施設へと名称が変わったのは、その実態を表しているものであります。その変化は、戦前の我が国の保護者の状況、特に少産期の母親の死亡率が今日よりははるかに高かったことからしても、家庭の代替的な養育機関としての施設というものは子どもの養育の問題を家族の中に吸収していったといえるのではないのでしょうか。その家族を離れ、施設に収容される身寄りのない、いわゆる孤児が多かったということは、こうした家庭状況というより、養育側の事情というものがあつたと考えられるのです。

しかし、戦後、戦災孤児がその社会的な状況の中で施設で生活し成長していったとき、国力も回復し荒廃した戦後の状況はあたかも忘れられた過去の話となり、孤児の数も減少の一途をたどるのであります。昭和30年代後半には既に全国の児童養護施設に入所している子どものなかで両親の死亡した孤児は約5%に過ぎない状況でした。

今日、施設で生活をする子どもたちの親子分離を余儀なくされる原因は何であるのでしょうか。平成6年の厚生省児童家庭局の調査から見ると、両親の行方不明18%と最も大きな理由であり、両親の離別13%、親の長期入院11%と主には親の養育が不能になる、親自身に問題があるということです。しかし、これは徐々に減少を示しているということから、その数値は小さいものの、逆に親の放任、虐待が増加の傾向にあり、親の性格異常、長期拘禁などによる家族病理的な兆候が強く見られるようになってきています。これはかつての孤児院と児童養護施設の機能的相違をも意味することになるのであり、家庭を離れるという状況が類似しているようにも思えるが、実際には離れるまでの過程が異なるのです。正常な親子関係が成立していて状況が変化し施設へ来る場合と、親子の関係自体が歪んでいる場合が多いと考えられます。そうした生活の場として、衣食は確保されている、第一次的な意味を持つ施設がまず生活を保障し、物理的なその保障の必要性と、むしろ子どもの悩みにまで踏み込んだ治療的な機能が強く求められている今日との大きな差を見ることができるのです。また、多くの子どもたちは親の存在が明らかで、その治療的ケアを必要とする子どもたちのみならず、親を含めた家族全体の関係調整を含むものも今日の特徴と考えられるのです。いわば、いまの児童養護施設は普通の人間生活の側面を、何らかの機能不全を生じたときに、この子どもを社会的に保護しながら、その病理現象の解消にあたるサービス機関と考えれば分かりやすいのです。

レポートにみる児童虐待の事例の多くは、こうした社会と家庭の背景にあるその犠牲者としての個々の子どもたちの問題であり、これは社会の変化とともに児童の人権に対する認識が、いまだ変わらないというふうな解釈もできるのであると思います。

我が国の児童憲章では全ての児童は家庭で正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童にはこれに代わる環境が与えられると表現しています。また、新しい児童の権利に関する条約では、前文で、「家族は社会の基礎集団として全ての構成員、特に児童の成長と福祉のための自然的環境として地域社会においてその責任を十分果たすことができるよう、必要な保護及び援助が与えられるべきであり、かつ児童は人格のかつ調和の取れた発達のために家庭環境のもとで幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきである」と児童の成長と発達の最も望ましい場としての家庭の利用性を強調しています。その上で「一時的もしくは恒久的に家庭環境を奪われた児童、またはその最善の利益の為その環境にとどまることを容認できない児童は、国による特別の保護及び援助を受ける権利を要する」「この条約の締約国は国内法に従い当該児童の為の代替的養護を確保する」としています。いずれの場合においても、自然な家庭環境を最優先させながら事情によっては代替家庭としての施設養護を位置付けているのです。“愛情と知識と技術”と児童憲章は言い、“愛情と理解ある雰囲気”と児童の権利に関する条約は言っているわけで、家庭における養育の基本は、理屈を超えて無条件の愛情が基底にあり、その養育に対する知識、技術は、手段として親が自ら求めて身に付けていくものであろうと思うのです。しかし、生命の保持と身体的発達、精神的発達などは、親子家族関係に始まる人間関係の学習、そして社会に適応していく為の行動上のしつけなど、これらは家庭における養育の基本として含まれていると考えます。そうした状況に欠ける子どもたちが施設に入所してくるということは、背後の多くの問題が生じた結果として、またはその予防として入所していることになるのではないのでしょうか。つまり、高度成長化における家族とその子どもたち、また経済の低迷する社会におけるその家族と子どもたちの関係は、その家族の維持のために、子どもが、本来親権者としての親の義務が喪失した中で、犠牲者となっていく姿が読み取れるわけです。

いま児童養護施設が目指す機能改革は、こうした子どもたちの個々の問題に対応する原理として人間関係安定化への方向、親子関係調整の模索、そしてそうした子どもたちへの処遇の一貫性であり、それは個々の子どもたちの問題に対し、直接に対応しようとする個別化であり、加えて臨床心理からのアプローチです。またその専門性のひとつとして、集団の活用という施設養護の側面の積極的な意図的な活用も忘れてはならないのです。それは、次の社会的技術に繋がるスキルとしても考えられるのではないかと思います。心身ともに多くの傷を負った子ども達の問題を改善していくことは容易なことではなく、あらゆる手法を使い、さらに社会的により多くの良質の条件を加える中に、その問題要因を薄めていくことを子ども達に提供し、日夜見捨てることなく努力していく以外にほかならないのであると思います。

四方 耀子（子どもの虹情報研修センター顧問・研究主幹）

子どもは最も敏感にそして厳しく時代を映し取る。我が国は、戦後、経済的には復興したとはいえ、激変する生活環境は我々が拠って立つ文化を激しく揺るがせた。この間、子どもの危機的状況は、世代を越えて伝搬し、複合的に深化している。

戦争が子どもの生育に及ぼす影響はすざましい。本研究により、改めて、戦争による不幸、戦後のめざましい経済復興と続く高度成長による子どもの生育環境の激変がもたらす影響が深く認識されたと思う。

精神病院の臨床現場で70年代の半ばに会った不登校の少女の母親は、生後数ヶ月の時にその実母を亡くしている。空爆の最中、背中に負ぶわれて避難途中に、焼夷弾によって実母が死んでいる。浮浪児にはならなかったが不運な生活史が想像された。この母親の少女に対する心理的な拒否感が大きく、少女がかわいがっている子猫を床に投げつける行為が度々繰り返され子猫はやせ細っていた。一見普通に生活が営まれているかに見える家庭の中の戦争が及ぼした「子どもの危機的状況」、甚だしい影響が世代間連鎖する不幸を痛切に感じたケースであった。

この時代は、本研究が指摘しているように、戦後の孤児や浮浪児対策が一段落し貧困による「子どもの危機状況」から脱した時期といわれ、「経済白書」が「もはや戦後でない」と宣言し、「捨て子」や、「身売り」は減少してから既に10年近くを経過した高度成長期のただ中である。

振り返ってみると、経済白書が戦後は終わったとした時期は、人口動態調査によると15歳から19歳の少年の自殺率は空前のピークにあり、少年の非行が再び激増し始めていて、急激な戦後経済の復興の中での不安の時代で、激変する子どもの生育環境への懸念もあった。子どもの健全育成上の要請と当時認識され始めた不登校や自閉症などへの精神衛生上の要請から、1961年に最初の情緒障害児短期治療施設（以下情短）の設立がなされている。非行周辺対策の充実を目指すものであって、福祉分野で始めて子どもの問題に治療の視座が据えられた。当時、児童精神医療の世界の対応は、児童青年精神医学会が結成されたものの著しく鈍く、その後も治療的援助は主に福祉分野が担っていくことになる。

しかしながら、我々の多くは、日常の生活の物質的な豊かさと便利さに頼り、常態として不安を感じながらも、子どもが育ちやすい環境を守ることを忘れていた。専門家の関心も局所的で子どもの生育環境にしっかりと目を向けることを怠っていた。本研究は専門家の関心の拡散について指摘しているが重要な問題を投げかけている。

専門家の関心という視点から当時のケアについて振り返ってみると、冒頭に記した医療におけるケースは、主訴不登校として捉えられていた。継父による性的虐待が疑われたケースは心因性の盲目として、激しいDVの被害者である少女はヒステリー性の歩行困難として捉えられていた。医療分野ではabuseという言葉で表現されることはなく、その意味では、abuseへの治療者の関心はきわめて薄かったといえる。とは言え、当時より、精神疾患の人たちにみられる生活史の不幸、特に親との関係の不調は、治療にあたっては扱われ、むしろ、家族病理としての視点は、ごく当然のこととして多くの治療者は持っていた。社会病理として捉える視座は能動的でなかったといえる。abuseという見方が乏しいのは、そ

の頃にも閉鎖病棟のトイレには鍵がない施設があったことに如実に示されるように、権利擁護の思想の希薄さと無関係でないだろう。

福祉施設の中で治療的関与が核になっている情短についてみると、入所児童は非行から不登校へと移って行く。1962年設立の当初から統計が揃っている吉原林間学園の資料によると、非社会的行動（緘黙、不登校など）が大きく増えるのは1980年代後半になってである。それまでは、反社会的行動（反抗、盗み、怠学など）を主訴とする児童が50%弱を占めているが、子どもたちの背景は統計上見えて来ない。援助の中心は不登校にあって、統計的にも虐待という言葉は見られない。

一方、厚生省の措置児童等実態調査結果報告書では1962年には父母の虐待・酷使という項目が見られ、児童養護施設では0.4%となっている。棄児は、児童養護施設5%（1,726人）乳児院7.5%（234人）里親7.9%（388人）で、この問題は重い。この報告書で養育拒否などが統計項目として取り上げられたのは、1992年であるが、父母行方不明、父母の放任・怠惰、父母の虐待・酷使、棄児、養育拒否をあわせると、1962年29.4%（10,151人）、1970年36.3%（10,810人）その後も同様な入所が続いていて、社会問題として大きく捉えられない陰で、児童福祉施設の中では、児童虐待問題は極めて深刻な事態が進行している。

ここで注目しなければならないのは、父母死亡による入所率の激減と父母行方不明による入所率の激増である。死亡による入所率は、1962年の21%が1970年には13.1%と激減していて、その後も漸減している。結核の撲滅を含む保健医療の進歩と戦後の経済的復興による国民の栄養状態の改善が窺え、子どもにとって親を疾病によって失うという不幸は少なくなったことが如実に示されている。しかし、同時期に、父母行方不明による入所率は、18.0%から27.5%と激増し（約2,000人増）、その後も同様の入所率が続く。齊藤（1974）はこの時期多出した「蒸発」について、「その『短絡性』が何の抵抗もない『子殺し』に同様に役割を果たしている」と指摘している。〔資料9〕

1970年代は、経済の高度成長という繁栄の中で、妊娠中絶による生命の軽視、快楽優先（齊藤も上記の書の中で指摘している）、科学技術の進歩によって得られた便利性、即効性は育児に手数を掛けることや、成長を待つことへの忍耐のなさを助長する問題、女性と自立の問題等々、今日我々が抱えている課題が顕在化しはじめた時期であり、上記の統計は、豊かさの陰にある子どもの養育環境の問題性、社会病理的な実態を写し取っていると言えよう。

パトナムの「虐待問題を放置すれば米国は危うし」（中井（2000））との指摘は、子どもが訴えている社会の問題に、今出来ることをあらゆる方向から手を着けて行かねばならないことを厳しく訴えている。子どもの危機的状況は直接的な方策だけでは解決できない社会の病理である。本年度の研究を土台に、80年度以降の研究では、引き続き、どういったことが背景に起こってきているのか、また、どのような援助対策がなされてきたかを文献から分析し、子どもの育ちやすい生活環境を整えるための基礎資料と今後の研究課題に向けての情報の提供を望みたい。

〈引用文献〉

齊藤茂太 「精神科の待合室」（1974） 中央公論社

中井久夫 「トラウマとその治療」（2000） 日本臨床心理士会 第一回被害者支援研修会

資料1 戦後から1970年代前半までにみられる子どもたちの「危機的状況」に関する主な出来事

1945	浮浪児 狩り込み（東京、大阪など）
1946	東京済生会病院「捨子台」
1947	食糧難で欠席が増えている東京都の小中学校が夏休みの繰り上げを決定 少年による幼稚園児の弁当強奪事件多発（東京） 児童福祉法 制定（厚生局に児童局を設置） 児童保護施設306ヶ所に増加 （敗戦直前）89ヶ所→（'46）171ヶ所
1948	寿産院赤ちゃん大量殺人事件 盗みの小学生を両親がせっかん死なす（東京）
1949	山形県労働基準局「子どもの身売り 2,500人以上」
1950	少女9人売り飛ばし事件 生活保護法が制定される
1951	東京都子どもの夜間労働実態調査「子ども白書」 1年間に売られた児童 5,000人 妻に逃げられ5才息子を虐待、殺人未遂で逮捕（東京）
1952	労働省婦女少年局（1951.7～1952.6） 身売りされた子ども（17才以下）1,488人
1953	労働省婦女少年局（1951.7～1952.6） 身売りされた子ども（17才以下）1,833人 人身売買防止策決定
1954	警視庁 人身売買事件 検挙 433人
1955	警視庁 人身売買事件 被害者 8,600人 森永ヒ素ミルク中毒事件 死者138人（厚生省調査）
1956	1年間に売り飛ばされた子ども（18歳未満）2,690人（男87人、女2,603人） 女性のうち2,348人は売春関係
1957	中2の娘をせっかんで鎖につなぎ監禁、親逮捕（福岡）
1958	売春で検挙された少女（16-19歳）は全国で616人、動機が生活苦は338人 養護施設 施設数554、在籍数（3/31付）34,682人 里親数 9,618（'49には3,274）
1959	熱海署 少女56人売買女 逮捕
1960	北海道 中学女生徒20人売買
1961	サリドマイド児186人（約2割）の生存確認（1958～1963年まで936人出生）
1962	夫婦げんかのあげく夫（23才）2児殺し埋める（東京）
1963	厚生省「児童福祉白書」『子どもは危機的状況』 教科書無償配布

1964	<p>厚生省 要保護・準要保護児童 164万人 文部省 欠損家庭 126万人 厚生省 「児童局」が「児童家庭局」と改称 福祉事務所に家庭児童相談室が設置されるようになる</p>
1965	<p>大阪 施設児童に育英資金制度</p>
1966	<p>神奈川県警 暴力団組長逮捕（家出少女を芸者へ） 愛人に逃げられ、赤ちゃん放置し餓死させる（東京）</p>
1967	<p>久慈市（岩手）、武蔵野市 児童福祉手当 岸和田市 24時間保育開始（厚生省指導で1ヶ月で中止） 東京都 長時間保育（朝夕2時間） わが子4人（4～12才）に万引きさせていた母親姉妹逮捕（東京） 育児に悩んだ22才、赤ちゃんを生き埋め（神奈川） 先妻と子じゃまと殺す（京都） 若夫婦、生活苦から赤ちゃん生き埋め（静岡）</p>
1968	<p>中野区 0才児保育開始 若い母、ダダこねた子に怒り窒息死（神奈川） 若い母、3ヶ月の子泣くのに怒り殴殺（埼玉） 「母子心中」「幼児虐待」「捨て子」などがマスコミに突然登場し始める</p>
1969	<p>嬰兒殺し（1～9ヶ月）132人 乳幼児虐待・殺人が急増 東京都 児童手当制度 若い母、養育費もらえず、子2人殺す（神奈川） 夜泣きうるさいと母が赤ちゃん殺す（奈良）</p>
1970	<p>コインロッカーベビー事件 2件、その後 3件（'71）、8件（'72）、46件（'73）と急増 「予定外の子」と夫婦で3歳の子を虐待し殺す（千葉） など計28件 里親数ピーク時（'58）の半数（4,729）に</p>
1971	<p>睡眠薬中毒の20才妻、幻覚でわが子殴り重体（東京） など計25件 第2次ベビーブーム（～'74）</p>
1972	<p>全国 児童手当制度 3,000円／月 ベビーホテル繁盛 東京で捨て子ラッシュ（90人） 競艇に夢中の父、幼女を車のトランクに入れ殺す（山口） 父、わが娘に保険金かけ、友人に殺させ逮捕（秋田） 自宅を釘付け2児置き去り、母逮捕（群馬） 父、2児を1年半小屋に監禁、死の寸前救出（山梨） など計23件</p>
1973	<p>全国乳児院 未婚の母の子1割（316人） 厚生省 養護施設児童の高校進学を認める 厚生省 「児童の虐待、遺棄、殺人事件調査」を行う</p>
1975	<p>乳児死亡数（1年未満） 2万人を割る（19,103人）</p>

※詳細については省略。

- (1) 池田由子, 成田年重ほか「精神衛生の立場から見た双生児の母親の問題について」
精神衛生研究 19 (1971)
- (2) 山中樹, 三島健, 秋元健一「Deprivation dwarfismと思われる症例」
小児科診療 (34) p.587 (1971)
- (3) 西田博文, 伊藤禎子, 高木和子, 山上敏子, 村田豊久「長年、社会から遮断されて育った3きょうだい」
精神医学 14 (8) p.705 - 714 (1972)
- (4) 大久保修, 中村博志, 梁茂雄, 立川和子, 松田素子「Emotional Deprivation (情緒剥脱) の1症例」
小児科診療 38 (6) p.65 - 70 (1975)
- (5) 高木隆郎「母性愛剥奪症候群」
教育と医学 25 (4) p.284-289 (1977)
- (6) 藤土圭三「子どもを拒否する親-養育拒否の心理-」
教育と医学 25 (4) p.290 - 297 (1977)
- (7) 池田由子編著「児童精神衛生相談の実際」
医学書院 (1977) 事例 16 (p.184 - 195)
- (8) 池田由子, 成田年重「被虐待児の研究 その1.事例を通して見た処遇の問題点について」
精神衛生研究 26 p. 1 - 8 (1979)
- (9) 藤永保, 斎賀久敬, 春日喬, 内田伸子『人間発達と初期環境-初期環境の貧困に基づく発達遅滞児の長期追跡研究』
有斐閣 (1987)

	目 次 (事例タイトル)	虐待分類 / 内 容
第 1 集 昭和24年 1949		
第 2 集 昭和25年 1950	I 事例	
	1 継母と要教護児	／第一継母より「虐待」と記載。 具体的内容記述はない。
	2 浮浪児と里親	ネグレクト／実母より食事充分にもらえず。
	3 要教護児を引取って	身体的虐待／実母によるかなり厳格な体罰。
	4 相談所の取扱った問題児のケースワーク	心理的虐待の疑い／継母からよく叱られるので家に入らずお宮や学校で寝た。
	5 犯罪児の指導	
	6 引揚の子を優しい里親に	
	7 映画狂の精神薄弱児	心理的虐待／実母から同胞との比較。
	8 道雄少年について	ネグレクト、心理的虐待／継母より、希望するものを買い与えられず、家を出て行けと激しく叱られる。
	9 継母と浮浪性の子供	
	10 不良児と野球	
	11 不良児童の家庭調整によるケースワーク	
	II キャロール女史のケース指導	
	1 宮城県早坂こと福祉司及び鈴木福祉司取扱ケース	ネグレクト／「母の注意不足 (Neglect)」と記載。 心理的虐待／両親より勉強が出来ないのを「馬鹿」と。
	2 愛知県伊藤福祉司取扱ケース	身体的虐待／実父より過失をするたびごとに殴られる。 ネグレクト／実父は教育に無関心、無理解。
3 大阪府小野敬二福祉司取扱ケース	心理的虐待／継母は実子のみを愛を注ぎ、精神的に継子いじめをする。	
4 福岡県井上衛福祉司取扱ケース	心理的虐待／父方伯父母より家の仕事で酷使されながら、伯母から食事のときに「働きもしないくせによく食べる」と小言。	

	目次(事例タイトル)	虐待分類 / 内容
第3集 昭和26年 1951	I 事例	
	1 要教護児の指導	
	2 崩壊家庭の家出児引戻	
	3 教護院を逃走した児童の職業指導	身体的虐待疑い、ネグレクト／継母により、近隣から虐待とまで言われるような仕打ちを受ける。服装不潔、破れたまま繕ってもらえず。
	4 被虐待児のケース	身体的虐待／実父による 死別父子家庭。
	5 母子世帯と不良児	身体的虐待疑い／母が勉強を強いて馬鹿と怒鳴りほうきで叩く。
	6 盗癖と家庭に落ち付かない少女	
	7 母子を諸共父から引き離して	
	8 肢体不自由児の教護	ネグレクト／異父弟が里親宅で「食事等に依る間接的な虐待」として児童委員通告された。
	II 事例研究合評会	
	III 研究資料	
	1 里親申請に対する家庭調査のケース例	
	2 反社会的性格の構成	
	3 不良児のケースレコード	
	IV その他	
第4集 昭和27年 1952	I 事例	
	1 里親指導の経過	
	2 不良児から少年大工へ	
	3 要教護児童のケースワーク	身体的虐待／実父により過度の叱責、ひどく殴られる。
	4 教師に見放された子供	
	5 溺愛による要教護児童の治療	
	6 社会治療過程における要教護児童	ネグレクト／祖母から食事等充分に与えられない。
	7 家財持出して家出する児童のケース	ネグレクト／実母死亡、実父出征後、実父が依頼した女中から食事等充分に与えられず、衣服は破れ、髪はのび放題。
	8 覚醒剤中毒者の子供を保護して	ネグレクト／不衛生、不適切な養育環境。親の覚醒剤中毒。
	9 クラブ活動による要教護児童の更正	
	10 浮浪児に幸福をもたらした里親のケース	ネグレクトの疑い／戦災孤児、浮浪児。
	11 要教護児のケースワーク	
第5集 昭和28年 1953	I 事例	
	1 教育相談を受けて	
	2 盗癖児に対するケース・ワーク	ネグレクト／家財ない、食事もままならない。実母失踪、実父放任。
	3 要教護児兄弟の指導	
	4 結核未亡人家庭と“母と子”の問題	
	5 親の躰に悩む子供	身体的虐待、ネグレクト／母乳を与えず、邪険にし、道路上で午睡
	6 性行不良児のケース・ワーク	身体的虐待、心理的虐待／実父の暴力、DV。
	7 継父の絆を断ち切らせて再建した母子家庭	ネグレクト、心理的虐待／母方祖父より。池に入って死ぬよう示唆、学校に行く必要ないと教科書をしまう等。
	8 要教護児童のケース・ワーク	
	9 憎悪から愛情へ－父と子のケース・ワーク	身体的虐待／実父のひどい折檻。
	10 ロールシャッハ検査による問題児の診断	

	目次 (事例タイトル)	虐待分類 / 内容
第6集 昭和29年 1954	I 事例	
	1 環境不良の要教護児を里親に委託したケース	
	2 不遇で病弱の児童を育てた里親ケース	
	3 要教護児の里親委託	
	4 問題児を保護受託するまで	
	5 夜尿症の戦災孤児を里親に委託して	
	6 栄養失調児を里親に委託して	ネグレクト／実父母からの病的な養育、栄養失調
	7 里親から養子へ	
	8 全国浮浪の経験をもつ要教護児	身体的虐待、心理的虐待／実父から、相当身体、精神両面の虐待を受ける。
	9 棄てられたろうあ児を里親家庭に安定させるまで	
	10 或る孤児を対象とした触法少年保護事例	
	11 両親に見放された身体障害児のケースワーク	身体的虐待／実質の養育者である異母兄による身体的虐待。
	12 担当児童委員の熱情に生かされる父なき子	身体的虐待／結核就床の実父に代わり養われていた父の弟から叩くなど手荒いことをされる。
	13 職法児（殺人未遂）の指導について	身体的虐待、ネグレクト／実父及び継母からの問題行動に対する過度の躰。監禁、食事を与えない、学用品を買い与えない。
	14 家庭再構成による性格変調児のケース	
15 要教護児の指導		
第7集 昭和30年 1955	I 事例	
	1 崩壊家庭の性行不良児のケース	性的虐待／面前での実母の不特定多数者との性行為。
	2 要教護児のケースワーク	
	3 母子関係における母と欠席子女の指導	ネグレクト／実母より学校に行かせないなどの不適切な養育。
	4 夫に遺棄された母子世帯の保護記録	
	5 若き未亡人の子の処置について	
	6 迷った母を母子寮に	
	7 要教護児の指導	
	8 ある非行女児のケース	心理的虐待、ネグレクト／養育者からの差別的扱い、放任。
	9 触法少年の指導	
10 環境不遇の要教護児のケースワーク		
第8集 昭和31年 1956	I 事例	
	事例87編 内、被虐待児1、すて児1、浮浪・放浪11	身体的虐待9例、ネグレクト11例。
第9集 昭和32年 1957	I 事例	
	1 母親に反抗する少年	身体的虐待／実父、手を出したりけったりとひどく子供に当たった。
	2 登校を嫌がる女児とその母親	
	3 映画の誘惑に負けた中学生	

	目次(事例タイトル)	虐待分類 / 内容
第10集 昭和33年 1958	親子関係の調整事例特集	
	1 ある要教護児の治療経過	ネグレクト／実母、夜2歳の本児を放置して飲み歩く。 両親離婚後、父方祖父母宅で邪魔者扱い。 身体的虐待／父、継母により殴打。 児童委員から虐待通告。
	2 貧困家庭の触法児童	
	3 或る母と娘の葛藤	ネグレクト／実母、本児の反抗に対し軟禁状態にし、 登校禁止。
	4 被虐待児童とその親子関係の調整	身体的虐待／実父によって殴る、ける。木に逆さづり。
	5 登校を嫌がった女兒	
	6 親と子の争い	身体的虐待／死別父子家庭。酒乱の父の暴力。
	7 保護環境の調整による触法児の指導	
	8 崩壊家庭の窃盗児の指導	
	9 ある教護児童の指導過程	
	10 親の持て余した小学生	
	11 不純異性交遊女兒の指導	
	12 問題児をめぐる義祖母と母の人間関係の調整	
	13 学校へ行かない子の指導	
	14 反応性精神分裂児童の一時保護とその成果	性的虐待／継父による。
	15 浴場板場荒らし少年の家庭指導	
	16 義母と子を結びつける	
	17 家出触法児童の指導経過	
	18 非行双生児を家庭に安定させる	
	19 長欠児童の指導経過	
	20 神経症児童の一時保護治療経過	
	21 弄火児の指導 —継母関係の調整を中心として—	ネグレクト、身体的虐待／継母によって木に縛り付 けて折檻。
	22 要教護児の一時保護と家庭調整	心理的虐待／父の酒乱。DV。
	23 親子関係の不調よりきた非行少年の指導	ネグレクトの疑い／実母夜間就労。
24 環境不遇児の指導経過	ネグレクト／養育者兄夫婦により、食物を充分与え られないなど。	
第11集 昭和34年 1959	I 児童相談所による指導事例	
	1 親子関係の並行治療の経過	心理的虐待／実父の飲酒とDV、実母の過剰期待。
	2 浮浪癖のある児童の更正過程	
	3 不良交友の少女の指導経過	
	4 教護児童を職親へ	
	5 乱暴な子どもの診断	
	6 非行のある精神薄弱児の指導	身体的虐待／実父母からの体罰。
	7 吃音児の治療	
	8 非行精神薄弱児の指導経過	
	9 登校を嫌がる児童の治療経過	
	10 超早熟奇行児の治療経過	性的虐待の疑い／6歳まで毎夜実母が抱き寝し、股 間で体を温め乳房を弄ばせる。 4歳に近隣の精神薄弱児の自慰を手伝う。
	11 神経症児の在宅指導	
12 学習不振児処遇の一事例		

	目次(事例タイトル)	虐待分類 / 内容	
	II 関係機関の総合的協力による指導事例		
	13 ある教護児童の指導	身体的虐待の疑い、性的虐待／実父の酒癖、凶暴性。子供の面前での性行為。	
	14 地域社会に受け入れられなかった母子の指導	ネグレクト／母子家庭での母就労による放任。	
	15 環境不遇による問題行動児の指導経過	身体的虐待／実母と異母姉に虐待待遇。食事を食べさせない、小刀で殴る。5歳時実母と心中未遂。6歳時に実母自殺。	
	16 混血児養子縁組の一事例		
	17 長期欠席児童を一掃した事例		
	18 問題児童を問題の父親から引き離しての指導		
	19 被虐待盲目児の更正	ネグレクト、身体的虐待／育児されず放置、監禁、食事を十分に与えないための衰弱。	
	20 父子家庭の指導と地域社会の協力	ネグレクト／家金持ち出し等あっても全くの放任。	
	21 国際的家庭緊張の一例		
	III 児童福祉施設による保護を中心とする指導事例		
	22 旧土人部落に発生した教護児の指導経過	身体的虐待、ネグレクト／低劣、放任状態の環境、実父の激しい虐待。	
	23 精神薄弱児の職業指導		
	24 器官劣等感をもつ教護児童の指導		
	25 食事をしない依頼性の強い児童の指導		
	26 乳児院長期在院児の一例		
	27 ある教護児童(孤児)の指導経過		
	28 オルガンで取戻した自信と安定		
	第12集 昭和35年 1960	I 長欠児の教育治療	
		1	
		2	
		3 学業不振児の治療経過	
		4 学校不適応児のプレイ・セラピー	
		II 緘黙児ケース	
		6 緘黙児の治療的指導	
		7 緘黙児の通所指導	
		8 ある“かん黙児”の心理療法	
		III 家出(浮浪)児ケース	
9 家出常習の情緒障害児の生活指導			
10 父と共に浮浪する女児の厚生経過		性的虐待／子どもの前での性行為、実父が女児を抱いて寝る。	
11 家出常習児を短期保護治療した事例			
12 家出児の指導		心理的虐待／激しい実父によるDVの恐怖。	
IV 行動異常-教護-触法児ケース			
13 警察署より通告の窃盗常習児の一時保護治療		ネグレクト／両親の保護監督不行届きとして通告。	
14 虚言癖を有する児童の指導経過			
15 七年余りにわたり金銭を持出した児童の治療経過			
16 学校と家庭から通告されたある教護児童の指導経過			
17 相談中もなお非行を重ねる要教護児童の一時保護治療事例			
18 触法児童の親子関係の早期調整			
19 要教護児童の一時保護と指導経過	身体的虐待／実父の酒乱による乱暴、放浪。		
20 粗暴な児童の生活指導経過	ネグレクト・身体的虐待／実母の家出、実父養育放棄、感情のおもむくままに殴打。		

	目次 (事例タイトル)	虐待分類 / 内容
	V その他	
	21 乱暴を振る舞う「てんかん」性児童の条件 附について	
	22 不良グループから離して	
	23 弄火癖のある年少児童の治療	身体的虐待、心理的虐待／実父の酒乱、他の兄弟との差別的な対応、ひどい制裁。
第13集 昭和36年 1961	I 事例	
	1 学校生活不適応児の指導経過について	ネグレクト／朝6時から夕方7時まで全くの放置。
	2 精神病の父をもつ長欠児童の施設収容	ネグレクト／放任、本能にまかせた生活、 学校に行かせない。
	3 要教護児の夏期休暇を利用した通所による 指導	ネグレクトの疑い／栄養不良で成育がおとり、 やせている。
	4 窃盗児の通所指導	身体的虐待の疑い／実父は暴力をふるうことが多い。
	5 盗みの習癖をもつ児童の通所治療	
	6 神経性尿頻繁症の通所治療	
	7 学力不振児を一時保護により効果をみた一 事例～実母に対する治療面接について	
	II 論文	
	1 母親診断指導の考察のためのカテゴリー －夫に対する不満を面接中に表現する 二人の母親の比較考察－	
2 虞犯・触法児童の判定および処遇例について		
3 テストバッテリーの構成		
第14集 昭和37年 1962	第一部 事例	
	1 精薄児とその母親の通所指導の一例	
	2 夢中遊行のある幼児の遊戯療法の適用例	
	3 吃音児の通所による治療的経験	
	4 不適応児を中心とする家族葛藤の調整につ いて	
	5 逆境に育った少女の生活記録	性的虐待／養父の子を妊娠。 身体的虐待／養祖母火箸でひどく叩く、 小学校を休んで働かせられる。
	6 怠学、異性交遊のA子	
	7 短期相談法の一例	心理的虐待の疑い／実母、 子供にうっぶんを晴らしていた。
	8 集団指導における教護児童の治療効果	
	9 一時保護による登校拒否児のグループ治療	
	第二部 論文	
	1 学校恐怖症の研究	
	2 登校拒否児童の調査報告	
	3 問題行動児、非行少年に対するケースワー クの原理	
	4 カウンセリング考	
5 非行児の性格特性について		
6 知能検査の妥当性の問題		

	目次(事例タイトル)	虐待分類 / 内容
第15集 昭和38年 1963	指導困難ケース	
	1 窃盗児処遇の失敗例	
	2 要教護児童のケースワーク失敗事例	心理的虐待、ネグレクト / 父酒乱DV、母家出により子どもは残飯を食べたり欠食状態に。
	3 攻撃性をもつ児童の指導	
	4 非行児多発地区における一事例	
	5 再度教護院に入所したQについて	ネグレクト疑い / 離婚父子家庭で父が食事を与えなかったり、虐待するとの疑い。
	6 信仰団体につながるケースの取り扱いについて	
	7 継母家庭の盗みのある少年	ネグレクトの疑い / 継母による。
	8 ある触法児の取り扱い経過	
	9 ある教護児の指導	
	10 ある教護女児の指導経過について	
	11 義父の子を生んだ少女の指導	性的虐待、心理的虐待 / 義父により、本児中3で妊娠・出産 DV。
	12 原田君の取り扱い経過	
	13 問題家庭内の長期怠学児童の指導	心理的虐待、身体的虐待 / 実父のDV、体罰。
	短期収容ケース	
	1 神経症的登校拒否児の治療	
	2 登校拒否児童の指導について	
	3 一時保護による登校拒否児の集団生活指導例	
	4 緘黙児童の一時保護と指導経過	
	5 隔離治療を試みて - 緘黙児童の場合 -	
	6 一時保護による緘黙児の観察と指導	
	7 家出・触法児童の一時保護・指導経過	
	8 ある問題児の治療について	
9 短期収容により効果をあげた一例	性的虐待 / PTA委員の男性による性的虐待(未遂)	
10 国立教護院退院児を県立教護院におくるまで	心理的虐待、身体的虐待 / 実父酒乱、DV。 同胞の中で本児にのみひどい折檻。	
第16集 昭和39年 1964	I 集団事例	
	1 非行集団の指導と問題点	U君：身体的虐待 / 放任時には体罰を加えることもあり。 K君：身体的虐待 / 父親は体罰を加える。
	2 小集団非行の一考察	
	3 集団怠学児童の指導について	身体的虐待 / 父親は酔うと理由もなく叱責したり、暴力を振るう。
	II 教護事例	
	4 要教護児童と家庭指導	
	5 法28条により取り扱った崩壊家庭の児童保護について	ネグレクト / 母親が家出。その後も同居を拒み、また児相による児童の保護も拒否、28条へ。 (母親：ヒステリー症状)
	6 教護触法行為児のケースワークについて	ネグレクトの疑い / 精薄の母に溺愛され育つが、しつけや訓練が不十分。
	7 佐々木秀二君の取り扱いの場合	身体的虐待 / 父親、本児を口汚くののしり、火吹竹で叩くなど…。
	8 再び家庭に帰ったK子の場合	身体的虐待の疑い / 実兄は、実母以上に厳しく、叩くことも再三。
9 保母に好意をよせるある触法児の観察		

	目次(事例タイトル)	虐待分類 / 内容
	Ⅲ 登校拒否事例	
	10 或る登校拒否児童の指導について	
	11 登校拒否児童に対する一考察	
	12 神経症的長期欠席児童の事例	
	13 高校生の登校拒否治療例	
	14 学校恐怖症の臨床心理学的研究	
	Ⅳ その他	
	15 自閉症といわれた子どもとその母親の指導	
	16 一時保護による問題児の短期治療	
	17 情緒障害児の短期治療	
18 遊戯療法の問題		
第17集 昭和40年 1965	I 事例	
	1 自分から食べない幼児の指導	
	2 父に拒否されていた3歳児の遊戯面接	
	3 強迫症状を示した3歳児の通所指導事例	
	4 テレビ恐怖を主訴とした幼児の一例	
	5 神経症的症状のある幼児に試みた遊戯治療の一例	
	6 3歳時健診で発見された吃音児について	
	7 拒否的(特に緘黙的)であった3歳児の一事例	
	8 3歳時健診で発見された早期幼児自閉症の一例	
	9 早期小児自閉症が疑われた一事例	
	10 3歳児を中心としたグループ治療の試み	
	11 3歳児の吃音治療経験について	
	12 3歳児健康診査とそのケースワークについての一考察	
	II 調査例	
第18集 昭和41年 1966	I 通所指導	
	1 仮性精神薄弱児の一例	
	2 自閉的傾向を有する精神薄弱児の指導経過について	
	3 吃音のある精神薄弱児の通所治療 -心理療法を中心にして-	
	4 テンカン性格を伴う精神薄弱児の指導について	ネグレクト / 両親ともに拒否、支配、不一致型。
	5 ある精神薄弱児とその母親の通所指導例	心理的虐待の疑い / 実母拒否的、夜泣きを叱責。
	6 軽度精神薄弱児の通所指導	ネグレクト / 実母、生活に追われほとんど放任。
	7 思春期における女子精神薄弱児の一例	
	8 精神薄弱児のグループ・セラピーとその実母のグループ・カウンセリング	
	II 在宅指導	
	9 精神薄弱児の在宅指導に関する一事例 -特に母親との面接を中心にして-	
	10 祖父母の反対により施設収容不可能な触法精神薄弱児の事例	ネグレクト / 両親は野放しで祖父母も監護能力ない。
11 精神薄弱児の施設入所にかかわる指導		
12 重度精神薄弱児の指導について	身体的虐待、ネグレクトの疑い / 実父、体罰を与えて排泄自立訓練、便の量を少なくさせる為に食事を制限。	

	目次(事例タイトル)	虐待分類 / 内容	
	Ⅲ 一時保護		
	13 発達遅滞を伴う心因性緘黙児の指導 －収容治療を中心にして効果を得た一例－		
	14 長欠児として通告された適応異常をもつ精神薄弱児の指導について	ネグレクトの疑い／両親知的能力低く、適切なしつけなされず、教育に対して無関心。	
	15 漏便(Encopresis)、遺尿(Enuresis)を伴った精神薄弱児の治療例について	ネグレクトの疑い／実母病弱のため、乳幼児期ほとんど寝かされたまま、基本的な生活習慣のしつけ放任。	
	16 重度精神薄弱児の集団指導のこころみ	心理的虐待／祖父母から事ごとに馬鹿者扱いされる。祖母の権限が強く、病院にも行けず(医療ネグレクト?)	
	Ⅳ 施設入所、里親委託		
	17 不和家庭の一精神薄弱児をめぐる	心理的虐待、身体的虐待、ネグレクト／DV実父より。飲酒後暴力、実母放任。	
	18 非行を伴う崩壊家庭の精神薄弱児のケース・ワークについて	心理的虐待、身体的虐待、ネグレクト／実父、飲酒後に妻子殴打、DV。実母失踪。	
	第19集 昭和42年 1967	I 自閉症(自閉症状を含む)・自閉的傾向(緘黙を含む)等に関するもの	
		1 自閉症類似状態にある一女兒の治療経験	
2 自閉的傾向を示した情緒障害児の治療経過			
3 長期間観察・治療を行なった自閉症児の一例			
4 幼児自閉様症状を示す幼児の一例			
5 いわゆる自閉症児の一経験例			
6 自閉症と思われる子どもの学校適応に関する問題点			
7 幼児自閉症の治療過程			
8 自閉的傾向を有する一児童のケースワークと治療経過			
9 心因性緘黙児の通所指導			
10 学校不適応児として相談を受けた緘黙児の治療経過			
11 給食拒否のある緘黙児を一時保護しての治療経過について			
12 ある場面緘黙児の取り扱い経過			
13 自閉症児治療における治療方法の一考察			
II 怠学および学校恐怖症に関するもの			
1 情緒障害を伴う児童の通所指導例			
2 「登校拒否」「緘黙」児の治療例			
3 学校恐怖症児の通所指導事例			
4 登校拒否事例の経過を省みて			
5 学校恐怖症の一事例			
6 登校拒否を伴う強迫神経症児の一例			
7 学校に行けなくなった女子中学生の指導			
8 登校拒否児の指導例			
9 ある登校拒否児の指導について			
10 登園拒否児に行なった遊戯療法			
11 登校拒否児のケースワーク			
12 分離不安に関する研究			
13 心気症的症候を呈する登校拒否五例の取り扱い報告			

	目次(事例タイトル)	虐待分類 / 内容
	Ⅲ その他集団不適應に関するもの	
	1 “養女くずれ”の指導例について	
	2 保育の中で治療的効果をあげ得た一事例	
	3 一時保護収容を中心とした治療事例	身体的虐待の疑い／母親の折檻、長時間にわたる正座。
	4 就学前の集団不適應児の通所指導	
第20集 昭和43年 1968	I 通所・訪問指導事例	
	1 自閉症児の症候とその集団通所指導	
	2 登校拒否事例について	
	3 情緒障害児の一指導事例	
	4 脳波異常をともなう粗暴女児の通所指導	
	5 吃音を主訴とした母子の通所治療過程	
	6 ある教護児の指導経過(スーパーバイザーの立場から)	
	7 ある性的問題児の取り扱い経過	
	8 性的非行のある中学生の指導例	
	9 崩壊家庭における問題児のケースワークについて	身体的虐待／実父、飲酒後危害を加える。
	10 在宅重症心身障害児指導の一事例	
	II 一時保護による指導	
	1 情緒障害児の観察指導例	心理的虐待の疑い／内縁の夫の実母に対するDVを目撃
	2 緘黙児の観察指導例	
	3 緘黙児の指導	ケース①身体的虐待／実父、言うことをきかないと言ってたたいたり、縛って戸外に出す。 ケース②ネグレクトの疑い／両親、祖母から年子の女児のため出生時もあまり祝福されず。弟誕生後、盲点的存在となる。
	4 多発性Tic様症状を示した児童の一事例	
	5 母に伴なわれなければ登校出来ない児童の指導例	
	6 冷遇虐待児の観察指導	
	7 生活療法中の登校拒否児がみる夢について	ネグレクト、心理的虐待／継母による実子との差別。家事一切をやらせ、言うことをきかないと、針でつついたり、食事を与えず。
	III 論文	
1 養護施設の種類収容について		
2 非行児童の措置基準について		
3 非行診断スケールの試み		

	目 次 (事例タイトル)	虐待分類 / 内 容
第 1 集 昭和44年 1969	I 神経症的症状を示す事例	
	1 分離不安の強い母子への治療的接近	
	2 人形をおそれる幼児の一例	
	3 空想話に耽る子どもの症例	
	4 幻覚を訴える一女児の通所指導	
	II 不適応・乱暴を主訴とする事例	
	5 集団不適応を示した児童の一例	
	6 落ちつきがない児童の指導について	
	7 攻撃性を示す幼児の一例	
	8 家庭内の乱暴を主とする児童の指導経過	身体的虐待の疑い／実母の禁止、抑制の強さ。
	9 粗暴性を伴うチック症児の治療	ネグレクトの疑い／実母本児出生直後、 実父 3 歳時に行方不明。
	III いわゆる問題児	
	10 緘黙と癲癇をくり返した児童とその母親の 取り扱い	
	11 ある問題児とその母親の通所治療事例	
	12 ある適応困難児のケースをめぐって	
	13 養育態度の不一致がまねいた虚言児の指導 経過	
	IV 緘黙症・吃音	
	14 心因性緘黙症の一経験例	
	15 場面緘黙児の一時保護による集団治療	
	16 吃音児の治療例	
17 ある吃音児の通所指導		
V 夜尿・遺尿		
18 夜尿児に対する催眠療法について		
19 夜尿児の通所による治療事例		
20 遺尿児の通所治療について		
第 2 集 昭和45年 1970	助言・指導特集	
	I 保護者、とくに母親への助言・指導例	
	1 精神遅滞を呈した一幼児の助言指導による 発達過程	ネグレクト／実母の放任による発達の遅れ。
	2 子どもの養育に確信がもてない母親への助 言指導例	
	3 受容的接触により自閉傾向の改善された一 事例	
	4 母親と分離できない幼稚園児の指導事例	
	5 保育園にて緘黙状態を示す幼児の相談	
	6 母親の不安感をもたらした年少幼児の性向 問題の一事例	
	7 母子関係の調整を主とした爪かみの事例に ついて	
	8 人前で食事をしない幼児の一例	
9 足の痛みを訴える子の事例		

	目次(事例タイトル)	虐待分類 / 内容
	II 保護者と児童等への助言・指導例	
	10 登園をいやがる女兒－助言と限界－	
	11 崩壊家庭の児童が施設入所を希望した事例	
	12 保育園不応児への助言事例	
	13 夫を嫌い母のもとに身を寄せトラブルを生じた児童の一例	
	14 簡単な助言指導で処理した性向相談の事例	
	15 心因性緘黙児の助言指導例	
	16 年少幼児の問題行動に関する助言指導例	
	17 養護相談の一事例	
	III 再開した事例	
	18 精神薄弱児通園施設入所に至った年少精神薄弱児の一例 三歳児精密検診の問題点をめぐって	
	19 相談活動における助言指導のあり方について －ある養護児童の家族指導をとおして－	
	20 学校給食が食べられない児童の指導例	
	21 精神薄弱幼児の母親との面接例	
	22 集団不応児の処遇例	
	23 通園停止処分を受けた幼稚園児の指導事例	
	24 ある心身障害児の養育と養護相談事例	
	25 養護問題がからむ精神薄弱児の一事例 －母親との面接を中心にして－	
	26 無気力で意欲のない少年が性的非行に走った事例	
	27 ある緘黙児の指導経過について	
	付I 短期間の治療で効果のあがった年少幼児の処遇例	
	28 遊戯療法の適応例－昼尿症・漏便をともなう3歳の幼児の場合－	
	29 保育園不応児の指導事例	
	付II 年齢的にみる全国の児童相談の動向	
第3集 昭和46年 1971	I 養護上の諸問題	
	1 母親の失踪による崩壊家族への指導経過	心理的虐待及び身体的虐待の疑い／実父飲酒、DV。
	2 監護放棄の父親と長欠児童の指導例	ネグレクト／実父の監護放棄。
	3 親の家出による幼児養護の事例	心理的虐待／DV。
	4 祖母・父・母の三すくみの中で養育不安をひきおこしている事例	
	5 兄弟喧嘩のすえ、兄を死にいたらしめた児童の事例－ある放任家庭に生じた児童事件－	ネグレクト／両親による放任。
	6 養護相談事例にみる家庭崩壊とファミリーサイクル(家族周期)－その類型化への試み－	心理的虐待の疑い／実母の拒否。

	目次(事例タイトル)	虐待分類 / 内容	
	II 集団不適応・登校拒否		
	7 幼稚園不適応児の一事例		
	8 長期間、集団不適応状態が続いている児童の一例	身体的虐待 / 祖父からの拘束。	
	9 神経症性登校拒否児とその母親の治療例		
	10 登校拒否児の長期にわたる指導経過		
	11 強制的に保護したある登校拒否児の場合		
	12 重症の登校拒否児の10年間の治療経過		
	III 長期間指導を要した教護児など		
	13 5年間にわたる家出・窃盗児の指導例	心理的虐待、身体的虐待 / DV。実父による暴力。	
	14 ある触法児の長期にわたる指導・措置事例	身体的虐待 / 実母による極端な叱責、折檻。	
	15 問題家庭における教護児童の長期にわたる指導事例	ネグレクトの疑い / 実父、継母が躰をしない。	
	16 情緒及び言語に障害を持つ要養護児童の指導		
	17 躰に自信をなくした母親と子どもの通所指導例 - 親子関係診断テストの役割を考察して -	身体的虐待の疑い / 実母により時に体罰。	
	18 反応性の拒食と内閉的症候を示した幼児の一例		
	IV 重度精神薄弱・脳障害		
	19 重度精神薄弱児家族指導の一事例	ネグレクト、身体的虐待 / 祖母により食事制限、外出時には柱に縛っておかれる。	
	20 重度精神薄弱児をもつ親の指導		
	21 脳波異常を伴う行動異常児の指導		
	22 指導上困難な過程をたどった少女の一例 - 微少脳機能障害が疑われる非行児 -		
	23 教護院における脳器質障害児の治療例		
	第4集 昭和47年 1972	I 心身障害児童の在宅指導事例	
		1 在宅心身障害児訪問指導の一事例	
		2 心身障害を呈した一幼児の在宅指導事例	
3 重症の双子児を持つ家庭の指導例			
4 在宅心身障害児訪問指導の事例			
5 食事障害による心身発達遅滞児の訪問指導例 - 地域社会におけるチーム・ワークを中心として -			
6 在宅心身障害児の訪問指導について			
II 通所集団指導事例			
7 3歳児の集団遊戯療法			
8 就学前問題児の集団療法			
9 精神薄弱児の集団による言語指導			
10 登校拒否児の集団指導について			
11 自閉的傾向のある幼児の集団治療について			
12 自閉傾向を有する児童の事例 - 個人指導から集団指導へ -			
III 定例集団指導事例			
13 自閉児の集団保育“なかよしのへや”の試み			
14 登校拒否児の集団療法の一例 - “情緒障害児短期治療学級”の試み -			
15 母子の集団治療			
16 重度精神薄弱児の集団母子通所事業“母親教室”について			
17 養護施設内問題児の集団指導(付施設職員 の夏期特別研修結果について)			

	目次(事例タイトル)	虐待分類 / 内容	
第5集 昭和48年 1973	I 事例		
	1	自閉症様症状を呈した児童の5年間にわたる通所指導過程	
	2	登校拒否児について - 分離不安をもつ母と子 -	
	3	成人後精神分裂病の発症をみた登校拒否児の取扱いをめぐって - そのケースワークとカウンセリング -	
	4	自殺企図のみられた学校恐怖症の事例	
	5	ある情緒障害児の指導例	
	6	複雑な環境を背景とするある非行児の事例について	心理的虐待、身体的虐待 / DV。 実父により叩打、折檻。
	7	幼児期より10年以上継続して取り扱っている触法中学女児の例	
	8	教護児の在宅指導をめぐって - その試行錯誤的接近 -	
	9	ある教護児童の10カ年にわたる指導事例	心理的虐待 / 継父より、妹と差別待遇。
	10	盗癖児「日向太郎の6カ年」 - 長期在宅指導の試み -	
11	養護児童Yについて		
第6集 昭和49年 1974	早期発見、早期治療・指導事例特集		
	心身障害・情緒障害相談事例		
	1	言語発達遅滞児の集団指導について	
	2	精神薄弱幼児のグループ指導 - 幼児集団への適応をめざして -	
	3	対人接触に欠ける3歳児の通所指導	
	4	早期相談により集団適応の改善をみた幼児の1指導事例	
	5	- 極度の引込思案を示す - 器質障害児の3歳児検診事後指導例	
	6	3歳児精神発達精密検診後の自閉児の指導例	
	7	普通学級に入学した自閉児	
	養護相談事例		
	8	未婚の母が精神状態に異常を来し、児童の養育監護が著しく欠けていた事例	ネグレクト / 実母、子どもをダンボールの空き箱に入れ施錠して夜間外出。
	9	児童虐待を未然に防止し指導した事例	身体的虐待、ネグレクト / 実母により体罰、汚れた下着そのまま。
10	養護相談の1事例 - 子どもの首をしめると口走る母とその子ら -	身体的虐待及びネグレクトの疑い、心理的虐待 / 実母、子どもの首を絞めたと言う(真偽はわからず)。夜間子どもを残しスナック勤め。DV。	
11	子どもを遺棄した母親の事例	ネグレクト / 実母により遺棄。置き去り。	
12	児童遺棄を未然に防いだ事例 - 凶暴な夫から逃れる妻と子 -	心理的虐待 / DVで母がCPの児童を残し失踪。その後父も失踪。	

	目次(事例タイトル)	虐待分類 / 内容
	非行相談事例	
	13 関係者の協力により早期に改善した窃盗多発児の事例	心理的虐待、ネグレクトの疑い/DV、実母単身家出。
	14 非行が頻繁にみられた触法児童の指導事例	ネグレクトの疑い/実母、躰に不熱心で放任的、冷酷でさえあった。
	15 非行グループ・リーダーの指導事例	
	16 ある教護女児の指導例	
	17 一時保護による観察指導後家庭復帰した触法児童の指導例	
	18 ある触法行為児童の指導例-就職に至るまでの地域社会とのチームワーク	
	19 フェティシズムを伴う非行児童の指導事例	
第7集 昭和50年 1975	指導困難事例特集	
	I 自閉症・登校拒否	
	1 自閉症児の集団心理療法経過報告	心理的虐待、身体的虐待/DV、実父により兄弟中本児のみ拒否、「死ね」等暴言。
	2 自閉症児の長期にわたる指導経過	
	3 家庭内暴力をとまなう長欠児童の指導方法について	
	4 登校拒否の一事例	
	5 強迫神経症を示す児童の治療事例	
	6 訪問拒否の続く長欠児童の一例	
	7 ある登校拒否児の事例	ネグレクト/実父に望まれず出生し私生児。再婚した実母、一向に引き取りに来ず、母への憎悪強い。
	II 養護・教護	
	8 家庭崩壊下の児相とアルコール中毒の父親指導例	心理的虐待/実父アル中。DV、母子で逃避中本児を保護。
	9 被虐待児を関係機関の協力により措置した事例	性的虐待/養父による。深夜労働。
	10 母親が養育を放棄した異父兄弟妹の事例	ネグレクト/実母が児童を内夫の許に置き去り、養育放棄。
	11 親権変更の審判を求めざるを得なかった養護事例	身体的虐待、心理的虐待/DVで母が家出。実父による暴力等。
	12 愛隣地区にみる接近困難ケースの一事例	身体的虐待の疑い/離婚父子暴力。実父が飲酒しては強引な入退所の繰返し。28条申請。
	13 家庭裁判所の審判により措置をはかった養護相談の取り扱い例	ネグレクト/実母、親族により放任。28条による入所。
	14 養護児をとりまく親族間の感情的対立と公的機関の対応のあり方についての事例	ネグレクトの疑い/二児を実父母がそれぞれ親権者となって離婚したが、放置。
	15 過度の依存関係がみられた父子家庭の教護事例	ネグレクト、身体的虐待/実父により登校禁止、飲酒して暴力。
16 無理解な父親をもつS少年		
17 里子を養子縁組したが盗癖が続き離縁となった事例-学校・地域社会・関係機関をめぐって-		

	目次(事例タイトル)	虐待分類 / 内容
第8集 昭和51年 1976	精神薄弱児童特集	
	I 個別指導	
	1 一時保護所における精神薄弱児の観察指導事例	心理的虐待、ネグレクトの疑い／父親→母親へのDV、放任。
	2 緘黙を主訴とする一少女の事例	
	3 精神薄弱児の言語発達－ある小頭症幼児の5年間にわたる指導経過－	
	4 精神薄弱児の在宅指導の一事例	
	5 ダウン症候群幼児の指導事例	
	6 養護性のある盲精神薄弱児の処遇について	
	7 重度精神薄弱児の処遇についての一事例	
	II 地域機関との協力ケース	
	8 集団不適応を主訴とした精神薄弱児の指導例－家庭・保育所に対する指導を中心として－	
	9 多動を伴う精神薄弱児童の一事例	
	10 児童相談所と福祉事務所・保育所がタイアップして精神薄弱児を指導した事例	
	11 盲人を父にもつ精神薄弱児の居宅指導について	
	12 異常行動を伴う重度精神薄弱児在宅指導の事例	
	13 長欠状態にあった軽度精神薄弱児の指導例	
	III 集団指導	
14 在宅心身障害児の集団指導訓練		
15 発達遅滞幼児の児童館におけるグループ指導		
16 在宅精神発達遅滞児の指導について－就学前障害児の集団指導に至るまで－		
付 17 精神薄弱児に対する地域活動に－その活動例と技術方法論の検討－		
第9集 昭和52年 1977	継続面接指導	
	1 母親への乱暴を主訴とする中学生の事例	
	2 生活訓練で改善した登校拒否児の指導事例－とくに母への説得面接を中心とした指導経過－	
	3 言語発達の遅れた子等の集団指導について－保護者に対する指導の一方向－	
	4 短期間の家庭調整により解消した女兒の吃音	
	5 養育に戸惑う親の説得過程－里親委託をめぐる－	
	6 子どもの養育に自信をなくした母親への継続面接例	
	7 養女との性的関係を持つ保護者のケースワーク過程	性的虐待／養父による中2の特学生への性的行為。
8 育児不安による体罰的しつけ過剰な母親に対する面接指導事例	身体的虐待／実母による体罰的しつけ。	

	目次(事例タイトル)	虐待分類 / 内容
	カウンセリング	
	9 母親のカウンセリング家庭について－登校拒否を主訴とする二例の比較から－	
	10 ある登校拒否の事例	
	11 ある登校拒否児の指導過程	
	12 登園拒否と対人関係で未熟さを示す児童の通所指導－主として母親に対するカウンセリング過程と変容－	
	行動療法的アプローチ	
	13 対人疎通困難な精神発達遅滞児へのオペラント技法適用の一例	
	14 幼児の身体玩弄癖をとまなう治験例－行動療法的アプローチ－	
	15 登校拒否児の行動療法的アプローチ	
	16 おむつ使用児の指導例－その行動療法的アプローチ－	ネグレクトの疑い／実父無関心、10歳でオムツ使用の事例。
	17 夜尿症のトークン・エコノミーによる治療例－行動療法的アプローチについて－	
	催眠療法	
	18 催眠下における症状操作の一事例－夜尿児に対する直接暗示とメンタル・リハーサルの併用例－	
	スーパービジョンをめぐって	
第10集 昭和53年 1978	1 長欠と異常行動を持つ神経症児に治する指導とスーパービジョンの経過	
	2 ある性向相談ケースの終結を巡って	
	3 多動児への行動療法的アプローチによる指導経過について－スーパービジョンを中心に－	
	4 母の祖母からの独立が課題となった登校拒否児の事例	
	5 普通学級で生活している自閉傾向児	ネグレクトの疑い／2歳4ヶ月時養子縁組。当初、口にする食物限られ、オムツを使用（縁組する以前実母の放任あったか？）
	6 登校拒否児の指導事例	
	7 知的能力が低く、盗みを繰り返す年少非行児の指導について	身体的虐待／実母からのひどい折檻。
	8 登校拒否児とその家族へのかかわりについて	身体的虐待／小学4年頃から実父、酒を飲むと乱暴する。
	9 子どもの養育を拒否している継母への指導事例	心理的虐待の疑い／継母の強い拒否感。本児の足が汚いという理由で学習机は玄関の土間に置かれている。
	10 ある登校拒否児の指導経過	
	11 視覚障害者を両親にもつ精神薄弱女兒の指導例	ネグレクトの疑い／実父母ともに視覚障害者。就学させず、6歳でオムツ使用。

	目次(事例タイトル)	虐待分類 / 内容
第11集 昭和54年 1979	I 家族関係の力動性	
	1 現代家族における養護問題の実態と分析について -事例にみる継母子問題の考察-	ネグレクト・身体的虐待／実父と継母。 食事・入浴させず、逆さにしてぶつ。
	2 家族の人間関係を背景とした長欠児童の取り扱い例	
	3 母子関係障害に起因する神経症的登校拒否の例	心理的虐待及びネグレクトの疑い／実母 病弱な弟に関心が注がれ本児への接触少なく、物を買って与える形で過保護。 小学6年時、母親が社会活動を始めてから放任されるようになる。
	4 母親の愛情遮断によるとみられるある発達障害児の事例	ネグレクト／実母から厳しすぎるしつけ、拒否感。 実父から虐待の相談。
	5 精神病的負因をもつ登校拒否児の指導事例	ネグレクトの疑い／精神的疾患を抱えた実母、 祖母に育てられる
	6 便意不安から学校適応が困難になっている中学生のケース	
	7 反社会的行動を示す女子中学生の取り扱い事例	ネグレクト、身体的虐待／実母から折檻、 食事与えられず。
	8 登校拒否児童の一事例 -両親の意識変容過程について-	
	9 継母家庭に生じた虐待例のケースワーク	身体的虐待、ネグレクト／実父・継母より折檻。 栄養不良。
	II 児童の行動評価	
	10 養育・監護環境の不備により長欠をひき起した三姉弟の適応パターン	ネグレクト、心理的虐待／DV、実母覚醒剤使用。 養育・看護力に問題。 離婚した実父が子ども達に会いに来ると、拒む母へ暴力。
	11 虫ばかりに興味をもつある情緒障害児の事例	
	12 父親を刃物で威嚇する家庭内暴行児	
	13 自己臭恐怖症による登校拒否児についての指導経過	
	14 ある登校拒否児童の指導例	
	15 発達性障害のある中学生へのかかわり	
	16 子どもの自己決定をどう受けとめどう育てていくか -登校拒否児のケースから-	
17 ある登校拒否児とのカウンセリング過程 -両親離別、転校等の経験の中での父親像について-		

	目次(事例タイトル)	虐待分類 / 内容
第12集 昭和55年 1980	I 心理学的評価	
	1 ある事例に試みたRorschach Testのアプローチ	性的虐待／実父から。 身体的虐待・ネグレクト／実母から。
	2 眼痛を訴えた幼児の事例	身体的虐待／実母からの日常的な体罰。
	3 MBD児の特異なパーソナリティとその確定診断に至る経過	心理的虐待の疑い／父から傷つけるような言葉。
	4 「場面かん黙児の人格変化」 －その指導と経過について－	
	5 ある登校拒否児の人格診断 －2年間の人格変化－	心理的虐待の疑い／両親から。 SCTに「うちからでいてけといわれた」と記述。
	6 登校拒否で来所した思春期症例の判定と処遇について	
	7 工場全焼事件をおこした児童の診断と心理	身体的虐待／実母が血の出る程たたいてしかる。
	8 非行少年の理解のための時間的展望テスト(T・P・T)の適用(その2)	
	II 行動観察	
	9 器質的障害をもつ児童の一处遇例	
	10 障害児の行動観察 －ある多動児の母子短期療育施設での行動観察とその治療的かかわりの検討－	
	11 行動観察による人格像の浮き彫り	身体的虐待／母からの体罰。
	12 一時保護所における児童の行動観察について－短期日の行動観察はどこまで可能か－	
	13 家庭復帰を前提とした登校拒否児の一時保護所における行動観察の一事例	
	14 登校拒否児夏季短期指導におけるM子の行動	
	15 女子非行の処遇についての一考察－一時保護所における行動観察をふまえて－	ネグレクト／実父酒乱、両親関係悪い。 次兄からの暴力。三兄の友人から性的暴行。
	16 養護施設入所児童の不適応行動をめぐって	心理的虐待、身体的虐待／DV、実父から乱暴。
	III 継続指導	
	17 地域から施設収容を要請された非行少女の事例	心理的虐待／DV。 実父から継母に暴力。
	18 行動異常児の指導例 －長期にわたる処遇の変遷にかえりみて－	身体的虐待／実母から感情のままに折檻される。
	19 ある蝕法児の事例について	
20 頻尿を伴う登校拒否児の指導		
21 父子家庭児童の学校適応困難事例について		
22 接近困難な父を持つ養護児童	ネグレクト／実父母より、夜間徘徊。 身体衣服汚れ。28条適用。	

資料 5 - 1

児童養護施設の施設数および定員、在籍人数の状況

年次	西暦	施設数	定員	在籍人数	充足率	基準日
昭和22年	1947	306	—	9,840	—	22.6月
昭和23年	1948	267	—	11,091	—	23.6月
昭和24年	1949	275	—	14,570	—	24.6月
昭和25年	1950	394	—	20,395	—	25.6月
昭和26年	1951	461	—	26,673	—	26.12.31
昭和27年	1952	500	—	28,799	—	27.12.31
昭和28年	1953	502	28,816	30,129	104.6%	28.12.31
昭和29年	1954	514	30,298	31,826	105.0%	29.12.31
昭和30年	1955	528	32,852	32,944	100.3%	30.12.31
昭和31年	1956	527	33,706	31,992	94.9%	31.12.31
昭和32年	1957	554	35,505	33,933	95.6%	32.12.31
昭和33年	1958	541	35,817	34,682	96.8%	33.12.31
昭和34年	1959	555	36,606	35,434	96.8%	34.12.31
昭和35年	1960	551	36,796	35,212	95.7%	35.12.31
昭和36年	1961	547	37,660	34,890	92.6%	36.12.31
昭和37年	1962	550	37,182	34,902	93.9%	37.12.31
昭和38年	1963	551	37,304	34,407	92.2%	38.12.31
昭和39年	1964	553	37,178	33,292	89.5%	39.3.1
昭和40年	1965	550	37,117	32,986	88.9%	40.3.1
昭和41年	1966	540	36,200	32,790	90.6%	41.3.1
昭和42年	1967	537	35,992	31,899	88.6%	42.3.1
昭和43年	1968	529	35,380	31,943	90.3%	43.3.1
昭和44年	1969	524	34,853	31,789	91.2%	44.3.1
昭和45年	1970	521	34,337	31,389	91.4%	45.3.1
昭和46年	1971	521	34,345	31,839	92.7%	46.3.1
昭和47年	1972	516	34,262	31,774	92.7%	47.3.1
昭和48年	1973	520	34,396	31,423	91.4%	48.3.1
昭和49年	1974	520	34,325	31,133	90.7%	49.3.1
昭和50年	1975	524	34,777	31,237	89.8%	50.3.1
昭和51年	1976	529	35,118	31,774	90.5%	51.3.1
昭和52年	1977	530	35,308	32,234	91.3%	52.3.1
昭和53年	1978	534	35,316	32,248	91.3%	53.3.1
昭和54年	1979	527	34,903	32,141	92.1%	54.3.1
昭和55年	1980	531	34,986	31,939	91.3%	55.3.1
昭和56年	1981	533	35,047	32,061	91.5%	56.3.1
昭和57年	1982	534	35,066	32,451	92.5%	57.3.1
昭和58年	1983	534	34,986	32,820	93.8%	58.3.1
昭和59年	1984	533	34,968	32,508	93.0%	59.3.1
昭和60年	1985	538	35,109	31,798	90.6%	60.3.1
昭和61年	1986	538	34,936	31,291	89.6%	61.3.1
昭和62年	1987	538	34,857	30,614	87.8%	62.3.1
昭和63年	1988	538	34,648	29,734	85.8%	63.3.1
平成元年	1989	535	34,421	29,168	84.7%	元.3.1
平成2年	1990	533	34,117	28,492	83.5%	2.3.1
平成3年	1991	533	34,048	27,850	81.8%	3.3.1
平成4年	1992	530	33,803	27,332	80.9%	4.3.1
平成5年	1993	530	33,702	27,179	80.6%	5.3.1
平成6年	1994	529	33,406	26,929	80.6%	6.3.1
平成7年	1995	528	33,062	26,806	81.1%	7.3.1
平成8年	1996	527	32,892	27,053	82.2%	8.3.1
平成9年	1997	526	32,546	27,014	83.0%	9.3.1
平成10年	1998	556	34,052	29,009	85.2%	10.3.1
平成11年	1999	553	33,804	29,398	87.0%	11.3.1
平成12年	2000	551	33,782	29,925	88.6%	12.3.1
平成13年	2001	551	33,660	29,610	88.0%	13.3.1
平成14年	2002	552	33,804	28,988	85.8%	14.3.1

年次	西暦	施設数	定員	在籍人数	充足率	基準日
昭和22年	1947	12	—			
昭和23年	1948	32	—			
昭和24年	1949	42	—			
昭和25年	1950	85	—			
昭和26年	1951	113	—	2,154		26.12.31
昭和27年	1952	128	—	2,726		27.12.31
昭和28年	1953	129	3,559	2,592	72.8%	28.12.31
昭和29年	1954	135	3,640	2,839	78.0%	29.12.31
昭和30年	1955	132	3,525	2,755	78.2%	30.12.31
昭和31年	1956	130	3,530	2,800	79.3%	31.12.31
昭和32年	1957	130	3,612	2,294	63.5%	32.12.31
昭和33年	1958	130	3,619	3,001	82.9%	33.12.31
昭和34年	1959	130	3,653	3,148	86.2%	34.12.31
昭和35年	1960	131	3,744	3,123	83.4%	35.12.31
昭和36年	1961	128	3,705	2,980	80.4%	36.12.31
昭和37年	1962	129	3,768	3,129	83.0%	37.12.31
昭和38年	1963	130	3,846	3,221	83.7%	38.12.31
昭和39年	1964	127	3,760	3,063	81.5%	39.12.31
昭和40年	1965	127	3,837	3,272	85.3%	40.12.31
昭和41年	1966	125	3,896	3,211	82.4%	41. 3. 1
昭和42年	1967	126	3,891	3,349	86.1%	42. 3. 1
昭和43年	1968	123	3,999	3,320	83.0%	43. 3. 1
昭和44年	1969	125	4,083	3,581	87.7%	44. 3. 1
昭和45年	1970	126	4,141	3,551	85.8%	45. 3. 1
昭和46年	1971	128	4,217	3,728	88.4%	46. 3. 1
昭和47年	1972	131	4,321	3,843	88.9%	47. 3. 1
昭和48年	1973	131	4,355	3,610	82.9%	48. 3. 1
昭和49年	1974	130	4,305	3,515	81.6%	49. 3. 1
昭和50年	1975	129	4,259	3,332	78.2%	50. 3. 1
昭和51年	1976	129	4,259	3,332	78.2%	51. 3. 1
昭和52年	1977	127	4,290	3,403	79.3%	52. 3. 1
昭和53年	1978	125	4,231	3,416	80.7%	53. 3. 1
昭和54年	1979	124	4,202	3,335	79.4%	54. 3. 1
昭和55年	1980	125	4,258	3,211	75.4%	55. 3. 1
昭和56年	1981	125	4,260	3,072	72.1%	56. 3. 1
昭和57年	1982	125	4,236	3,230	76.3%	57. 3. 1
昭和58年	1983	122	4,143	3,183	76.8%	58. 3. 1
昭和59年	1984	122	4,055	3,304	81.5%	59. 3. 1
昭和60年	1985	122	4,100	3,261	79.5%	60. 3. 1
昭和61年	1986	122	4,085	3,101	75.9%	61. 3. 1
昭和62年	1987	122	4,056	3,064	75.5%	62. 3. 1
昭和63年	1988	122	4,025	2,931	72.8%	63. 3. 1
平成元年	1989	120	3,980	2,790	70.1%	元. 3. 1
平成 2 年	1990	120	3,949	2,726	69.0%	2. 3. 1
平成 3 年	1991	118	3,872	2,765	71.4%	3. 3. 1
平成 4 年	1992	117	3,832	2,749	71.7%	4. 3. 1
平成 5 年	1993	117	3,821	2,734	71.6%	5. 3. 1
平成 6 年	1994	117	3,831	2,694	70.3%	6. 3. 1
平成 7 年	1995	117	3,831	2,752	71.8%	7. 3. 1
平成 8 年	1996	116	3,817	2,809	73.6%	8. 3. 1
平成 9 年	1997	115	3,718	2,766	74.4%	9. 3. 1
平成10年	1998	114	3,682	2,846	77.3%	10. 3. 1
平成11年	1999	114	3,659	2,896	79.1%	11. 3. 1
平成12年	2000	115	3,669	2,968	80.9%	12. 3. 1
平成13年	2001	115	3,663	2,912	79.5%	14. 3. 1
平成14年	2003	115	3,697	2,689	72.7%	15. 3. 1

年 度	西 暦	登 録 里親(A)	児 童 委 託 里親(B)	委 託 児童数	委託率 (A)／(B)	基準日
昭和24年度	1949	4,153	2,909	3,278	70.0%	10月
昭和25年度	1950	7,429	4,859	5,488	65.4%	〃
昭和26年度	1951	9,166	5,717	6,619	62.4%	〃
昭和27年度	1952	11,310	6,736	7,488	59.6%	12月
昭和28年度	1953	12,953	7,210	7,979	55.7%	〃
昭和29年度	1954	14,419	7,673	8,519	53.2%	〃
昭和30年度	1955	16,200	8,282	9,111	51.1%	〃
昭和31年度	1956	17,553	8,627	9,544	49.1%	〃
昭和32年度	1957	18,203	8,594	9,553	47.2%	〃
昭和33年度	1958	18,549	8,646	9,618	46.6%	〃
昭和34年度	1959	18,914	8,095	8,989	42.8%	年度末
昭和35年度	1960	19,002	7,751	8,737	40.8%	〃
昭和36年度	1961	18,985	7,545	8,664	39.7%	〃
昭和37年度	1962	19,275	7,332	8,337	38.0%	〃
昭和38年度	1963	18,773	6,980	7,952	37.2%	〃
昭和39年度	1964	18,593	6,567	7,420	35.3%	〃
昭和40年度	1965	18,230	6,090	6,909	33.4%	〃
昭和41年度	1966	17,453	5,983	6,804	34.3%	〃
昭和42年度	1967	16,113	5,219	5,972	32.4%	〃
昭和43年度	1968	15,660	9,219	5,501	58.9%	〃
昭和44年度	1969	14,916	4,786	5,054	32.1%	〃
昭和45年度	1970	13,621	4,428	4,729	32.5%	〃
昭和46年度	1971	13,327	4,075	4,366	30.6%	〃
昭和47年度	1972	12,808	3,480	4,079	27.2%	〃
昭和48年度	1973	12,719	3,392	4,028	26.7%	〃
昭和49年度	1974	11,374	3,333	3,986	29.3%	〃
昭和50年度	1975	10,230	3,225	3,851	31.5%	〃
昭和51年度	1976	9,703	3,117	3,687	32.1%	〃
昭和52年度	1977	9,714	2,980	3,557	30.7%	〃
昭和53年度	1978	9,494	2,837	3,434	29.9%	〃
昭和54年度	1979	9,142	2,712	3,277	29.7%	〃
昭和55年度	1980	8,986	2,646	3,188	29.5%	〃
昭和56年度	1981	8,696	2,655	3,249	30.5%	〃
昭和57年度	1982	8,722	2,625	3,293	30.1%	〃
昭和58年度	1983	8,683	2,648	3,346	30.5%	〃
昭和59年度	1984	8,698	2,599	3,297	29.9%	〃
昭和60年度	1985	8,659	2,627	3,322	30.3%	〃
昭和61年度	1986	8,702	2,588	3,265	29.7%	〃
昭和62年度	1987	8,565	2,659	3,322	31.0%	〃
昭和63年度	1988	8,114	2,570	3,199	31.7%	〃
平成元年	1989	7,841	2,472	3,069	31.5%	〃
平成2年	1990	8,046	2,312	2,876	28.7%	〃
平成3年	1991	8,163	2,183	2,671	26.7%	〃
平成4年	1992	8,122	2,159	2,614	26.6%	〃
平成5年	1993	8,090	2,083	2,561	25.7%	〃
平成6年	1994	8,044	2,029	2,475	25.2%	〃
平成7年	1995	8,059	1,940	2,377	24.1%	〃
平成8年	1996	7,975	1,841	2,242	23.1%	〃
平成9年	1997	7,760	1,725	2,155	22.2%	〃
平成10年	1998	7,490	1,697	2,132	22.7%	〃
平成11年	1999	7,446	1,687	2,122	22.7%	〃
平成12年	2000	7,403	1,699	2,157	23.0%	〃
平成13年	2001	7,372	1,729	2,211	23.5%	〃
平成14年	2002	7,161	1,873	2,517	26.2%	〃

出典：松本武子『里親制度の実証的研究』より
厚生省児童家庭局『児童福祉五十年の歩み』
厚生省報告例

資料 5 - 4

児童自立支援施設（教護院）の施設数および定員、在籍児童数の年次推移

年 度	西 暦	施設数	定 員	在籍児童数	定員充足率	基準日
昭和26年度	1951	58	4,850	4,240	87.4%	26.12.31
昭和27年度	1952	54	5,141	4,372	85.0%	27.12.31
昭和28年度	1953	54	5,271	4,788	90.8%	28.12.31
昭和29年度	1954	52	5,153	4,788	92.9%	29.12.31
昭和30年度	1955	52	5,264	4,824	91.6%	30.12.31
昭和31年度	1956	52	5,329	4,758	89.3%	31.12.31
昭和32年度	1957	52	5,342	4,838	90.6%	32.12.31
昭和33年度	1958	54	5,472	4,935	90.2%	33.12.31
昭和34年度	1959	55	5,545	5,023	90.6%	34.12.31
昭和35年度	1960	56	5,698	5,047	88.6%	35.12.31
昭和36年度	1961	56	5,745	5,219	90.8%	36.12.31
昭和37年度	1962	56	5,846	5,286	90.4%	37.12.31
昭和38年度	1963	56	5,876	5,033	85.7%	38.12.31
昭和39年度	1964	56	5,919	4,805	81.2%	39.12.31
昭和40年度	1965	56	6,026	4,465	74.1%	40.12.31
昭和41年度	1966	56	5,762	4,326	75.1%	41.12.31
昭和42年度	1967	56	5,767	4,308	74.7%	42.12.31
昭和43年度	1968	56	5,623	4,060	72.2%	43.12.31
昭和44年度	1969	56	5,469	3,904	71.4%	44.12.31
昭和45年度	1970	55	5,288	3,727	70.5%	45.12.31
昭和46年度	1971	56	4,961	3,598	72.5%	46.12.31
昭和47年度	1972	56	5,231	3,317	63.4%	47.10.1
昭和48年度	1973	56	5,237	2,942	56.2%	48.10.1
昭和49年度	1974	56	5,159	2,754	53.4%	49.10.1
昭和50年度	1975	56	5,039	2,680	53.2%	50.10.1
昭和51年度	1976	56	5,092	2,602	51.1%	51.10.1
昭和52年度	1977	58	5,283	2,752	52.1%	52.10.1
昭和53年度	1978	58	5,333	2,792	52.4%	53.10.1
昭和54年度	1979	58	5,247	2,835	54.0%	54.10.1
昭和55年度	1980	58	5,304	2,779	52.4%	55.10.1
昭和56年度	1981	57	5,234	2,895	55.3%	56.10.1
昭和57年度	1982	57	5,146	3,018	58.6%	57.10.1
昭和58年度	1983	57	5,116	2,899	56.7%	58.10.1
昭和59年度	1984	57	5,121	2,826	55.2%	59.10.1
昭和60年度	1985	57	4,989	2,696	54.0%	60.10.1
昭和61年度	1986	57	5,021	2,650	52.8%	61.10.1
昭和62年度	1987	57	4,945	2,611	52.8%	62.10.1
昭和63年度	1988	57	4,912	2,373	48.3%	63.10.1
平成元年	1989	57	4,893	2,280	46.6%	元.10.1
平成2年	1990	57	4,893	2,029	41.5%	2.10.1
平成3年	1991	57	4,756	1,961	41.2%	3.10.1
平成4年	1992	57	4,758	1,903	40.0%	4.10.1
平成5年	1993	57	4,658	1,903	40.9%	5.10.1
平成6年	1994	57	4,705	1,849	39.3%	6.10.1
平成7年	1995	57	4,580	1,755	38.3%	7.10.1
平成8年	1996	57	4,580	1,779	38.8%	8.10.1
平成9年	1997	55	4,330	1,626	37.6%	9.4.1
平成10年	1998	55	4,330	1,637	37.8%	10.4.1
平成11年	1999	55	4,260	1,732	40.7%	11.4.1
平成12年	2000	57	4,374	1,790	40.9%	12.10.1
平成13年	2001	57	4,210	1,794	42.6%	13.10.1
平成14年	2002	57	4,211	1,659	39.4%	14.10.31

資料 5 - 5

情緒障害児短期治療施設の施設数および定員、在籍人員の年次推移

年 度	西 暦	施設数	定 員	在籍児童数	定員充足率	基準日
昭和37年度	1962	3	150	24	16.0%	37.12.31
昭和38年度	1963	4	200	84	42.0%	38.12.31
昭和39年度	1964	4	200	94	47.0%	39.12.31
昭和40年度	1965	4	200	108	54.0%	40.12.31
昭和41年度	1966	4	200	123	61.5%	41.12.31
昭和42年度	1967	5	250	145	58.0%	42.12.31
昭和43年度	1968	5	230	157	68.3%	43.12.31
昭和44年度	1969	5	250	163	65.2%	44.12.31
昭和45年度	1970	6	300	198	66.0%	45.12.31
昭和46年度	1971	6	300	183	61.0%	46.12.31
昭和47年度	1972	7	335	215	64.2%	47. 3. 1
昭和48年度	1973	8	380	241	63.4%	48. 3. 1
昭和49年度	1974	8	380	261	68.7%	49. 3. 1
昭和50年度	1975	10	500	283	56.6%	50. 3. 1
昭和51年度	1976	10	500	309	61.8%	51. 3. 1
昭和52年度	1977	10	500	355	71.0%	52. 3. 1
昭和53年度	1978	10	500	350	70.0%	53. 3. 1
昭和54年度	1979	11	550	395	71.8%	54. 3. 1
昭和55年度	1980	11	550	411	74.7%	55. 3. 1
昭和56年度	1981	11	550	403	73.3%	56. 3. 1
昭和57年度	1982	11	550	434	78.9%	57. 3. 1
昭和58年度	1983	11	550	449	81.6%	58. 3. 1
昭和59年度	1984	11	550	460	83.6%	59. 3. 1
昭和60年度	1985	11	550	478	86.9%	60. 3. 1
昭和61年度	1986	11	550	465	84.5%	61. 3. 1
昭和62年度	1987	12	600	517	86.2%	62. 3. 1
昭和63年度	1988	13	650	514	79.1%	63. 3. 1
平成元年	1989	13	650	498	76.6%	元. 3. 1
平成 2 年	1990	13	650	494	76.0%	2. 3. 1
平成 3 年	1991	13	650	485	74.6%	3. 3. 1
平成 4 年	1992	13	650	499	76.8%	4. 3. 1
平成 5 年	1993	15	730	516	70.7%	5. 3. 1
平成 6 年	1994	16	770	584	75.8%	6. 3. 1
平成 7 年	1995	16	775	581	75.0%	7. 3. 1
平成 8 年	1996	16	775	610	78.7%	8. 3. 1
平成 9 年	1997	16	775	518	66.8%	9. 4. 1
平成10年	1998	17	825	582	70.5%	10. 4. 1
平成11年	1999	17	825	658	79.8%	11. 4. 1
平成12年	2000	17	844	865	102.5%	12.10. 1
平成13年	2001	19	944	719	76.2%	13.10. 1
平成14年	2002	20	979	764	78.0%	14.10. 1

年 度	西 暦	母子寮数	入所世帯数	基準日
昭和23年度	1948	212 (ヶ所)	-	
昭和24年度	1949	260	-	
昭和25年度	1950	313	-	
昭和26年度	1951	407	-	26.12.1
昭和27年度	1952	468	-	27.12.1
昭和28年度	1953	520	11,085	28.12.1
昭和29年度	1954	574	12,094	29.12.1
昭和30年度	1955	618	13,100	30.12.1
昭和31年度	1956	640	13,517	31.12.1
昭和32年度	1957	642	13,695	32.12.1
昭和33年度	1958	649	13,775	33.12.1
昭和34年度	1959	652	13,799	34.12.1
昭和35年度	1960	650	13,776	35.12.1
昭和36年度	1961	643	13,648	36.12.1
昭和37年度	1962	645	13,621	37.12.1
昭和38年度	1963	636	13,271	38.12.1
昭和39年度	1964	629	12,842	39.12.1
昭和40年度	1965	621	12,768	40.12.1
昭和41年度	1966	612	12,396	41.12.1
昭和42年度	1967	597	8,268	42.12.1
昭和43年度	1968	574	11,382	43.12.1
昭和44年度	1969	550	10,853	44.12.1
昭和45年度	1970	527	10,199	45.12.1
昭和46年度	1971	501	9,439	46.12.1
昭和47年度	1972	490	9,308	47.10.1
昭和48年度	1973	461	8,883	48.10.1
昭和49年度	1974	441	8,389	49.10.1
昭和50年度	1975	424	8,195	50.10.1
昭和51年度	1976	416	5,932	51.10.1
昭和52年度	1977	401	5,807	52.10.1
昭和53年度	1978	388	5,551	53.10.1
昭和54年度	1979	376	5,340	54.10.1
昭和55年度	1980	369	5,210	55.10.1
昭和56年度	1981	361	5,236	56.10.1
昭和57年度	1982	357	5,351	57.10.1
昭和58年度	1983	350	5,443	58.10.1
昭和59年度	1984	348	5,396	59.10.1
昭和60年度	1985	348	5,360	60.10.1
昭和61年度	1986	345	5,311	61.4.1
昭和62年度	1987	343	5,098	62.4.1
昭和63年度	1988	338	4,877	63.4.1
平成元年	1989	332	4,625	元.4.1
平成2年	1990	327	4,484	2.4.1
平成3年	1991	327	4,412	3.4.1
平成4年	1992	322	4,397	4.4.1
平成5年	1993	315	4,446	5.4.1
平成6年	1994	313	4,421	6.4.1
平成7年	1995	310	4,252	7.4.1
平成8年	1996	307	4,181	8.4.1
平成9年	1997	303	4,210	9.4.1
平成10年	1998	300	4,169	10.4.1
平成11年	1999	295	4,232	11.4.1
平成12年	2000	290	1,719	12.3.31
平成13年	2001	286	1,882	14.3.31
平成14年	2002	284	1,810	15.3.31

出典：林 千代『戦後に見る母子寮の歩みと課題（1）』より

厚生労働省『児童福祉の30年の歩み』より

厚生労働省『児童福祉の40年の歩み』より

厚生労働省『児童福祉の50年の歩み』より

厚生労働省『厚生省報告例（社会福祉関係）』より

資料 6

東京における実子殺、類型別・性別・経年別

	不 要		虐 待		我 慢		暴 君		憐 憫		心 中		合 計			区部有責人 口10万対比
	父	母	父	母	父	母	父	母	父	母	父	母	父	母	計	
昭25		1			1		3	1		1		1	4	4	8	0.19
26		2	1		1		3				1	2	6	4	10	
27		2		1			2	2			2	3		8	12	0.29
28	1	1									4	1	4	2	6	
29		2					2				2	2	5	4	9	
30		1			1				1	2		4	1	7	8	0.14
31	1	3	1	1			1	1			2	2	4	7	11	
32							2				1		3		3	0.06
33	1	5					3	2			3	2	6	4	10	0.18
34		3	1		1		2	1			1	1	4	2	6	0.10
35		4			1		1	1	1			3	4	6	10	0.17
36		4	1	1	1		1			1		4	2	9	11	0.18
37		3									1	3	2	6	8	0.13
38		4	2	1	1							3	2	7	9	0.14
39		1	1	1			1		2				4	5	9	0.13
40		7	1	1								4		8	8	0.12
41		4	4	1			1			1	2	1	6	6	12	0.17
42		4	1				1		1		2	1	5	3	8	0.12
43		3									2	1	4	9	13	0.19
44								1			2	4	6	10	16	0.23
45					1				1		1	3	4	8	12	0.17
46							1					4	1	7	8	0.12
計	4	56	13	7	8		24	9	6	5	26	49	81	126		
合計	60		20		8		33		11		75		207			
%	29.0		10.0		4.0		16.0		5.0		36.0		100.0			

出典：来栖・大森（1977） 東京における子殺しの実態 戦後22年間の動向

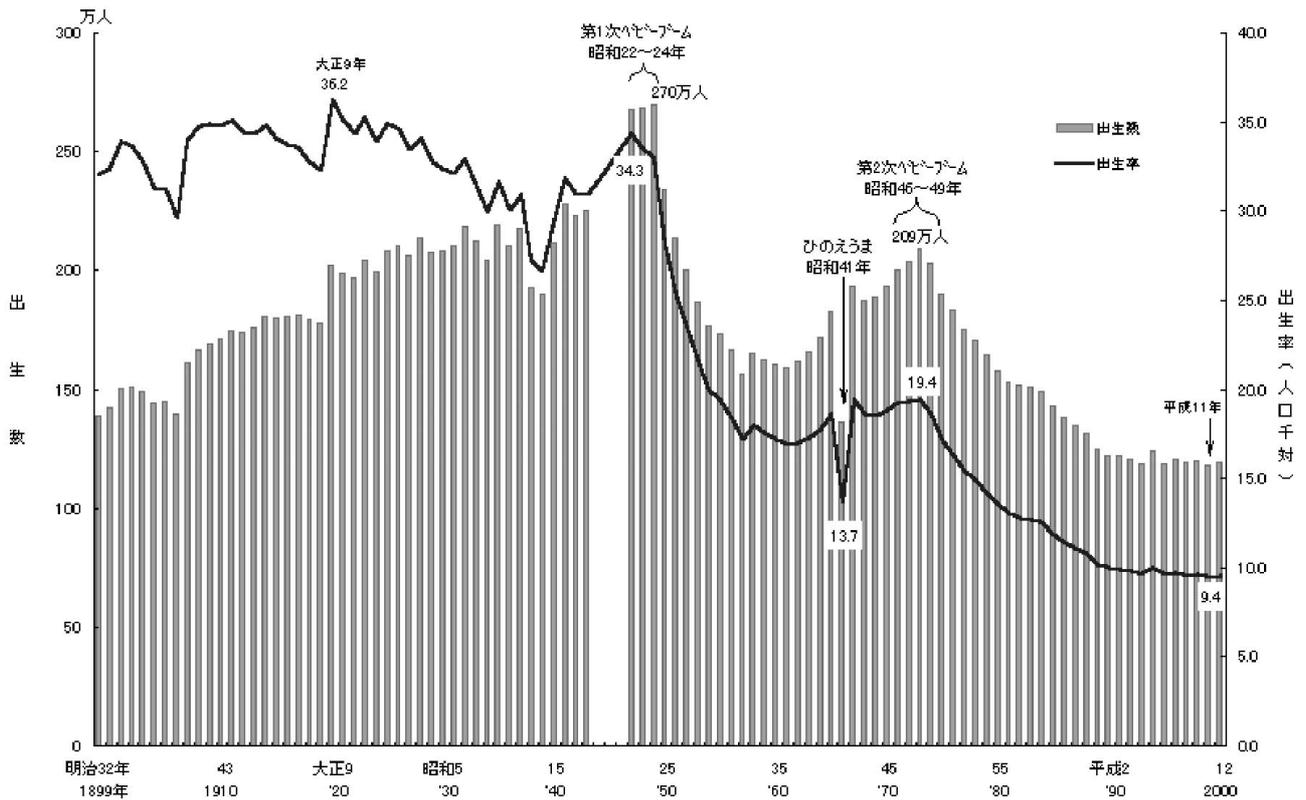
1 出生の年次推移

(1) 年次推移

出生数の年次推移をみると、第2次世界大戦前は概ね増加していた。戦後は、終戦直後の繰り延べられた結婚による昭和22～24年の「第1次ベビーブーム」期（ピーク時の昭和24年には270万人）と、その時期に生まれた女性の出産による昭和46～49年の「第2次ベビーブーム」期（ピーク時の昭和48年には209万人）の2つの山がみられた後は減少傾向にあり、近年は120万人前後で推移している。（図1）

一方、合計特殊出生率は、「第1次ベビーブーム」期には4を超えていたが、昭和25年以降急激に低下し、昭和36年には1.96となり2を下回った。その後、昭和41年の「ひのえうま」前後の特殊な動きを除けば緩やかな上昇傾向となり、「第2次ベビーブーム」期の昭和46年に2.16まで回復したが、以後低下傾向に転じ、平成11年には1.34と過去最低を記録した。（図2）

図1 出生数・出生率（人口千対）の年次推移 —明治32～平成12年—



出典：厚生労働省ホームページより

朝日訴訟

[1957年 8月12日提訴、東京地裁1960年10月19日判決、東京高裁1963年11月 4日判決、最高裁1967年 5月24日判決]

朝日訴訟とは、重度の結核で岡山県津山市の療養所に長期入院中であった朝日茂さんが、音信不通であった兄からの仕送りについて福祉事務所が「月1,500円のうち900円は医療費自己負担に、残り600円で生活するように」との保護変更決定をし、これにつき、当時の生活保護法による保護基準はあまりにも低劣であって、健康で文化的な生活を営む権利＝生存権を侵害する、として訴えた裁判です。

この訴訟は、「人間にとって生きる権利とは何か」を真正面から問いかける意味で「人間裁判」と呼ばれ、国民的な訴訟支援運動が巻き起こり、また東京地裁も当時の生活保護基準を違憲とする、裁判史上画期的な判決を下しました。

なお東京高裁は逆転で朝日さん敗訴を言い渡し、さらに最高裁に訴訟は持ち上がりましたが、無念にも朝日さんは上告後死去し、最高裁は朝日さんの死亡をもって訴訟の終結を宣言しました。結果として、裁判上では終局的に勝訴を勝ち取ることはできなかったわけですが、しかし東京地裁判決後に保護基準が大幅に引き上げられ、また国民の間に社会保障を権利として捉える意識が定着するなど、まさに生活保護史上のみならず社会保障史上にも今なお燦然と輝く大裁判であったといえます。これを『社会保障訴訟の第一の流れ』とすることができます。

出典：全国生活保護裁判連絡会ホームページより

資料 9

養護問題発生理由別児童数

〈児童養護施設〉

	1962(昭37)	1970(昭45)	1977(昭52)	1982(昭57)	1987(昭62)	1992(平4)	1998(平10)
総数	34,530	29,780	31,540	32,040	29,553	26,725	26,979
父母の死亡	21.5%	13.1%	10.9%	9.6%	7.5%	4.7%	3.5%
父母の行方不明	18.0%	27.5%	28.7%	28.4%	26.2%	18.5%	14.9%
父母の離婚	17.4%	14.8%	19.6%	21.0%	20.1%	13.0%	8.5%
父母の不和	*	*	1.8%	2.0%	1.5%	1.6%	1.1%
父母の拘禁	4.3%	3.0%	3.7%	3.8%	4.7%	4.1%	4.3%
父母の入院・長期疾病	16.2%	15.7%	12.9%	12.8%	11.5%	11.3%	9.2%
父母の就労	3.3%	1.8%	1.3%	0.9%	1.5%	11.1%	14.2%
父母の性格異常・精神障害	5.7%	5.6%	5.1%	5.5%	5.2%	5.6%	7.5%
父母の放任・怠惰	*	4.7%	4.5%	5.6%	6.3%	7.2%	8.6%
父母の虐待・酷使	0.4%	2.5%	2.4%	2.4%	2.9%	3.5%	5.7%
棄児	5.0%	1.6%	1.3%	1.0%	1.3%	1.0%	0.9%
養育拒否	*	*	*	*	*	4.2%	4.0%
破産等の経済的理由	*	*	*	*	*	3.5%	4.8%
児童の問題による監護困難	*	*	*	*	*	6.2%	5.4%
その他	8.1%	9.8%	7.8%	(注) 7.1%	11.3%	4.5%	6.6%

「未婚の母」を含む

注) *は調査項目としていない

厚生省児童家庭局「養護児童等実態調査の結果の概要」より作成

〈里親委託〉

	1970(昭45)	1977(昭52)	1982(昭57)	1987(昭62)	1992(平4)	1998(平10)
総数	4,920	3,720	3,407	3,284	2,678	2,175
父母の死亡	17.7%	11.7%	9.2%	7.2%	4.6%	4.2%
父母の行方不明	25.0%	25.5%	25.6%	23.7%	17.5%	17.9%
父母の離婚	20.4%	21.0%	19.0%	13.8%	9.0%	4.6%
両親の未婚	*	*	*	*	*	*
父母の不和	*	1.8%	2.1%	1.7%	1.5%	0.7%
父母の拘禁	2.2%	1.8%	2.1%	2.5%	2.1%	2.4%
父母の入院	7.9%	7.4%	8.1%	7.2%	5.8%	6.0%
父母の就労	1.1%	0.8%	0.6%	1.1%	5.3%	6.9%
父母の性格異常・精神障害	2.9%	3.5%	4.4%	5.2%	5.2%	5.3%
父母の放任・怠惰	2.0%	3.4%	5.1%	5.4%	4.5%	5.7%
父母の虐待・酷使	1.4%	1.5%	1.6%	1.2%	1.9%	2.4%
棄児	7.9%	7.4%	7.2%	7.9%	7.8%	7.3%
養育拒否	*	*	*	*	21.2%	23.8%
破産等の経済的理由	*	*	*	*	3.0%	2.6%
児童の問題による監護困難	*	*	*	*	1.3%	0.8%
その他	11.4%	14.3%	(注) 14.9%	23.2%	9.3%	7.8%

〔未婚の母〕を含む

〈乳児院〉

	1962(昭37)	1977(昭52)	1982(昭57)	1987(昭62)	1992(平4)	1998(平10)
総数	3,122	3,266	3,168	2,805	2,693	2,720
父母の死亡	14.3%	6.8%	5.3%	3.4%	1.8%	2.5%
父母の行方不明	15.4%	20.5%	16.0%	12.2%	11.1%	9.9%
父母の離婚	11.8%	13.9%	11.7%	10.1%	3.8%	5.3%
両親の未婚	*	*	*	26.6%	21.4%	12.2%
父母の不和	*	1.5%	1.2%	1.5%	3.8%	0.7%
父母の拘禁	4.8%	3.4%	3.3%	4.0%	3.5%	4.9%
父母の入院・長期疾病	12.6%	19.0%	16.7%	12.2%	10.6%	9.4%
父母の結核	11.2%	*	*	*	*	*
家族の疾病の付き添い	*	*	*	*	1.4%	1.1%
次子出産	*	*	*	*	1.2%	1.2%
父母の就労	*	1.4%	2.2%	2.5%	9.0%	11.3%
父母の性格異常・精神障害	8.0%	9.2%	10.6%	9.6%	8.7%	13.0%
父母の放任・怠惰	*	1.4%	3.2%	2.1%	2.7%	3.2%
父母の虐待・酷使	*	0.4%	0.6%	1.0%	1.4%	4.1%
棄児	7.5%	3.1%	3.0%	4.7%	4.6%	3.0%
養育拒否	*	*	*	*	5.3%	6.3%
破産等の経済的理由	5.1%	*	*	*	2.9%	3.3%
児童の問題による監護困難	*	*	*	*	0.4%	0.5%
その他	8.6%	19.3%	(注) 26.3%	10.2%	6.5%	7.8%

〔未婚の母〕を含む

注) *は調査項目としていない

厚生省児童家庭局「養護児童等実態調査の結果の概要」より作成

〈情緒障害児短期治療施設〉

	1992(平4)	1998(平10)
総数	491	623
父母の死亡	1.0%	1.6%
父母の行方不明	2.0%	1.1%
父母の離婚	6.9%	6.6%
両親の未婚	*	*
父母の不和	5.7%	3.9%
父母の拘禁	1.0%	0.2%
父母の入院	1.2%	1.6%
父母の就労	3.1%	3.1%
父母の性格異常・精神障害	8.6%	7.8%
父母の放任・怠惰	8.1%	9.9%
父母の虐待・酷使	4.5%	11.6%
棄児	0.6%	0.2%
養育拒否	2.2%	2.7%
破産等の経済的理由	0.8%	0.3%
児童の問題による監護困難	*	*
その他	8.6%	9.5%
特になし	45.6%	38.7%

〈自立支援施設〉

	1992(平4)	1998(平10)
総数	1,925	1,920
父母の死亡	3.0%	3.7%
父母の行方不明	3.4%	3.5%
父母の離婚	24.1%	16.8%
両親の未婚	*	*
父母の不和	7.1%	5.2%
父母の拘禁	1.0%	0.9%
父母の入院	1.5%	1.1%
父母の就労	5.7%	5.4%
父母の性格異常・精神障害	2.9%	5.0%
父母の放任・怠惰	26.2%	23.4%
父母の虐待・酷使	3.8%	6.7%
棄児	0.5%	0.6%
養育拒否	3.0%	3.8%
破産等の経済的理由	1.2%	1.5%
児童の問題による監護困難	*	*
その他	5.8%	9.4%
特になし	10.9%	11.3%

注) *は調査項目としていない

厚生省児童家庭局「養護児童等実態調査の結果の概要」より作成

平成15年度研究報告書

虐待の援助法に関する文献研究
(第1報：1970年代まで)
戦後日本社会の「子どもの危機的状況」
という視点からの心理社会的分析

平成16年9月30日発行

発行 社会福祉法人 横浜博萌会
子どもの虹情報研修センター
(日本虐待・思春期問題情報研修センター)
〒245-0062 横浜市戸塚区汲沢町983番地
TEL. 045-871-8011 FAX. 045-871-8091
mail : info@crc-japan.net
homepage : <http://www.crc-japan.net>

編集 研究代表者 保 坂 亨
共同研究者 増 沢 高
佐々木 宏 二
大 川 浩 明
長谷川 千 穂
石 倉 陽 子

印刷 (株)柏苑社 TEL. 045-711-5600